治安維持法の成立と改正について(一)

内田博文

一はじめに

二 治安維持令の公布

一 治安維持法の成立 (以上本号)

几

治安維持法中改正ノ件

☆ 一九三四年及び一九三五年の改正法案

ハ治安維持法改正法の成立

終わりに

はじめに

「民主的傾向の復活・強化」を求める人権指令「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する総 周知のように、GHQは、一九四五年 (昭和二○年)一○月四日、東久邇宮稔彦内閣に対し、ポツダム宣言の

(1)

似機関の廃止、 司令部覚書」を通牒した。 \equiv 内務大臣および警察関係の首脳部その他日本全国の思想警察および弾圧活動に関係ある官 日本政府に求められたのは、(一) 政治犯の即時釈放、(二) 思想警察その他 切の類

2) 2

実行は不可能だとして、翌日、総辞職した。一○月九日、幣原喜重郎が、連合国軍最高司令官マッカーサーによ 吏の罷免、 り就任を了承されて、内閣を組閣した。そして、幣原内閣は、GHQの指令に従って、翌一○日、 回 市民の自由を弾圧する一切の法規の廃止ないしは停止、 であった。しかし、 東久邇内閣はその 獄中の共産党

おり、法学におけるそれは、奥平康弘編『現代史資料四五 この治安維持法は、否定されるべき戦前の代名詞として「稀代の悪法」と酷評されるのが一般的である。 積極的に肯定する声も決して小さくはない。ただ、この議論はもっぱら歴史学や政治学等においてなされて 治安維持法』(一九七三年、みすず書房)、同『治安

察に対しても解散を命じた。

六年に改正)および思想犯保護観察法

二〇年勅令第五五号)により、治安維持法(一九二四年四月二二日法律第四六号、その後、

(昭和一一年五月二九日法律第二九号)を廃止した。併せて、特別高等警

昭和三年及び昭和

員ら約五百名を釈放した。一五日には、「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ基ク治安維持法廃止等」(昭和

維持法小史』(二〇〇六年、岩波現代文庫)等を除けば乏しいのが現状である

K かしていくことは、 かろう。刑法、あるいはまた刑法学がどうあるべきかを考える上で、治安維持法の制定過程及び運用過程はまさ て殆どなかったといえよう。 治安維持法が刑罰法規であったにもかかわらず、戦後の刑法学がこの議論に関わることも、一部の研究を除い 「宝の山」ともいえるからである。そこから教訓を引き出し、 治安維持法の犠牲者に対して負うべき私たちの責務なのである。 しかし、これを検証し、 検証結果を後世に伝えることは、決して無益なことではな 再び誤りを繰り返さないように、この教訓を生

1

たとえば、

清水幾太郎

ところで、 既に指摘されているように、治安維持法を生みだしたのは政党政治であった。当局が立案した法案

四年治安維持法の制定に奔走した時の司法大臣の小川平吉もその一人であった。 の親」であった。 の議会通過の衝に当ったのは政党政治家であった。政党政治家の要人の中には弁護士も少なくなかった。大正 しかし、それだけではなかった。当局による法の著しい拡大解釈、法運用に御墨付きを与えた 法曹は 「稀代の悪法」の

0 は大審院をはじめとする裁判所であった。法曹は治安維持法にとって「育ての親」でもあった。

法曹を、「法の支配」と対極のこのような姿に追いやったのは何故であろうか。この点を解明することも法学

ずしもそうではないからである。最近の法制審議会のあり方はその危惧を一層強める。 険性をも法曹は内包しているが、この危険性を制御するシステムを戦後の法曹が確立し得ているかといえば、必 の課題だといわなければならない。法の制定、運用に関わるが故に、悪法の「生みの親」「育ての親」になる危 このような問題意識に基づいて、治安維持法の制定過程を詳しく検証したいというのが、本稿の課題である。

れるからである。そして、それは刑法学こそがよく為し得なければならないところのものだといえよう。 なお、 治安維持法の運用過程についても、大審院判例等の分析を通じて詳しく検証する必要があるが、この作

議会での審議を中心に見ていくことにしたい。これらの点については、

未だ検討の余地が少なくないように思わ

業は別の論文に譲ることにした。

た一九二五年当時はさしたる問題とならなかった、②治安維持法が制定された後も、 マルクス主義の出版物は相当自 (3)

『戦後を疑う』(一九八年、講談社)などを参照。そこでは、①治安維持法は、

制定され

由に認められた、 ④治安維持法で死刑になった者はいなかった、⑤思想犯の転向は、 ③同時代の欧米諸国も、共産主義に対する取締法を瀬呈しており、 当局が個人の良心に踏み込むものではなく ソ連に対する防衛が必要であ

3

天皇制という日本人の常識を取り戻させるものであった、等と説かれる。

(2) 小田中聡樹 以下、同『治安政策と法の展開過程』(一九八二年、法律文化社)、同『刑事訴訟法の史的構造』(一九八六年、 と反対者」法律時報五○巻一三号(一九七八年)三○頁以下、同「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律的変 閣)等を参照。なお、前掲・小田中「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律的変遷とその適用の概観」二四三 の取締法規を、 頁によれば、「何といっても昭和前期において典型的な思想弾圧法として猛威をふるったのは治安維持法であり、 遷とその適用の概観―」安藤良雄教授還暦祝賀『資本主義 如何なる勢力の如何なる行動に適用するかということこそが、治安政策の中心的課題にほかならなかっ 『刑事訴訟法の歴史的分析』(一九七六年、法律文化社)、同「治安維持法―一九二八年改正の推進者 展開と論理』(一九七八年、東京大学出版会) 二四

(3) 中澤俊輔『治安維持法』(二〇一二年、中公新書)を参照。

た。」とされる。

以降、 され、①治安維持法の準備期(一九二二年二月の過激社会運動取締法案の議会提出まで)、②治安維持法の成立期 て治安維持法体制の確立期、展開期と拡張期とに分けていること、新治安維持法が成立した一九四一年以降をもって 治安維持法の準備として過激社会運動取締法案の帝国議会提出を重視していること、一九三三年及び一九三五年をもっ ④治安維持法体制の展開期(一九三三年後半から一九三五年三月まで)、⑤治安維持法体制の拡張期(一九三五年春 (一九二五年四月から一九二八年三月まで)、③治安維持法体制の確立期(一九二八年三月から一九三三年前半まで)、 治安維持法体制の崩壊期と整理していること、 前掲『治安維持法』を参照。なお、前掲『治安維持法小史』九頁以下によれば、治安維持法の時期区分が問題と 一九四一年春まで)、⑥治安維持法の崩壊期(一九四一年春から一九四五年一〇月まで)、に画期されている。 などが本時期区分の特徴である。

4

4)

定し、十八日、第四五議会に提出した。法案は衆議院に先んじて貴族院に諮られた。貴族院で法案を批判したの 修正案は貴族院を通過したが、法案が衆議院に回付された時点で議会は閉会となり、 た。伊沢たちの執拗な批判は二度も法案を修正させた。その結果、当初の法案はすっかり骨抜きになった。この は、長年功労ある官僚や軍人から推薦された終身の勅選議員であり、その急先鋒は元内務官僚の伊沢多喜男であっ 九二二年(大正十一年)二月十四日、 政友会を与党とする高橋是清内閣は、 過激社会運動取締法案を閣 法案は廃案となった。

治安維持法の成立と改正について 事件が発生した。警察や軍も流言を否定せず、自らも殺傷に手を染めた。 警察によって治安維持が行われた。しかし、被災地では朝鮮人が来襲するとの流言が広がり、 のは地震発生の翌日の九月二日夜のことであった。被災地の惨状を前に、九月二日には戒厳令が施行され、 大震災である。この太震災の死者・行方不明者は一四万二八○七人に達した。第二次山本権兵衛内閣が発足した その翌年の一九二三年(大正十二年)九月一日午前十一時五十八分、関東地方で激しい地震が発生した。 自警団による殺傷 関東

中の緊急措置として緊急勅令の立案を部下に命じた。立案はもっぱら司法省が担い、 の法相田健次郎であった。田は、 司法省は起草にあたって、 イギリスの「危険思想宣伝取締法」や「危険思想教示取締法」(一九二二年、 自警団が「数百人」の朝鮮人を殺傷する状況を憂慮し、九月五日、 内務省警保局は追認的であっ 議会が閉会

司法省は、緊急勅令を公布して流言飛語を取り締まろうとした。緊急勅令をリードしたのは、

第

一次山本内閣

起草された「治安維持ノ為ニスル罰則ニ 関スル件」は、 枢密院の諮詢を経て、 帝国憲法第八条第一 項に基づき、 5

を参照した。

大正一二年(一九二三年)九月七日、大正一二年第四○三号として天皇の裁可を得た。 その内容は、次のような

ものであった。

浮説ヲナシタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス 犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ流言 出版、 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騒擾其ノ他生命、身体若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

こうして、一九二三年(大正一二年)九月七日、緊急勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件(治安維持令)」

緊急勅令は直近の議会である同年十二月に開会される第四七臨時議会で承諾を得る必要があった。憲政会は、

が大正十二年勅令第四〇三号として公布された。

単行法として制定することを希望した。司法省にとっても、恒久の法律を制定することは望むところであった。 開催された貴族院本会議において、国務大臣(司法大臣)平沼騏一郎は次のように理由説明を行った。 次期議会で廃止することを条件に承諾を与えることに賛成した。政友会は、緊急勅令を全面的に支持し、将来は 政府は、本勅令ノ承諾ヲ求ムル件を第四七回帝国議会に提出した。一九二三年(大正一二年)一二月一四日に

唯今問題ト相成リマシタ治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル緊急勅令ニ付キマシテ理由ヲ申述ベマス、此緊急

(

ナ御意味デゴザイマセウカ、

興へラレンコトヲ切望イタシマス。 (6) 考へマスカラ、 ルト云フ次第デハゴザイマセヌ、尚ホ今後ニ於キマシテモ此勅令ノ必要ハ依然トシテ継続イタシテ居ル次第ト マスナレドモ災火ノ跡ハ未ダ復旧イタイマセヌ、而カモ餘震尚ホ熄ミマセヌ為二人心未ダ全ク状態ニ復シテ居 タコトヲ認メテ居リマス、而シテ今日ハ震災直後ニ比較イタシマスレバ、社会ノ状態ハ餘程平静ニ赴イテ居リ 二発布セラレタルノデアリマス、政府ハ此緊急勅令ガ此際ニ當リマシテ、治安維持上ニ相當ノ効果ノアリマシ 家社会ノ安寧秩序ヲ紊乱シ、人心ヲ惑乱スルガ如キ行為ヲ敢テスルノ虞ガアリマシタル之ヲ防遏イタシマス為 勅令ハ今回ノ未曾有ノ變災ノ為ニ一部人心甚シク不安ニ陥リマシタ際ニ當リマシテ、或ハ之ニ乗ジマシテ、 憲法第八条第二項ニ依リマシテ本案ヲ提出イタシマシタ、 何卒、此勅令ニ対シマシテハ承諾ヲ

5 シタ場合ニ於テハ此勅令ハ固ヨリ必要ナイノデアル、斯ウ云フ意味ニ述ベラレタノデアリマスガ、果シテ左様 貴族院では、 唯今、 次のような質問が出された。 司法大臣ノ述ベラレタ所見ヲ見マスト、 勅令第四○三号に関する特別委員会への付議に先立って、この理由説明について、江木翼議員か 明カニ震災ニ限ルンデアル、 此震災ニ関スル影響ガ終息イタ

シタ所ノ議案 シタカ、 本院ニテモ非常ナル論議ヲ重ネマシタ所ノ例ノ過激社会思想(ママ)取締法案、遂ニ不議了ニ終リマ

多少私ハ懸念ヲ持ツノデゴザイマス、昨年デゴザイマシタカ、一昨年デゴザイマ

場合二災厄ヲ藉リテ宿昔ノ希望ヲバ遂ゲヤウト云フ意味ニ於テ此勅令ヲ御発布ニナツタモノデハアルマイト思 ノ條項ノ一部ト云フモノガ本案ノ中に這入ッテ居ルト思フノデゴザイマス、マサ カ政府ニ於テ此 (7) 7

此点ヲ念ノ為ニ承ハツテ置キタイノデアリマス (8) (8) というのでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、「の」では、一般のでは、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、 ヒマスガ、多少懸念ガゴザイマシテ、唯今、司法大臣ノ御述ベニナリマシタ如ク此際ニ限ルノデアル、 是 ハ総

この質問に対し、平沼は、次のように答弁した。

ク震災ニ依リマシテ其必要ヲ認メテ公布シタモノデゴザイマス(゚タ゚)震災ニ乗ジマシテ斯ノ如キ内容ヲ有スル所ノ法制ヲ定メタ、斯ウ云フ次第デハゴザイマセヌ、此緊急勅令ハ全 シタル所 発布スルノ必要ヲ生ジマシタコトハ申スマデモナイノデアリマス、此内容ノ緊急勅令ハ固ヨリ此震災ニ依リマ 固 [ヨリ此緊急勅令ヲ発布イタシマシタ際ハ御承知ノ通リノ状態ノ場合デゴザイマス、此状態ガ此緊急勅令ヲ 斯ノ如キ内容ノ法制ヲ必要トスルヤ否ヤト云フコトハ全ク是トハ問題ハ別デゴザイマス、決シテ政府ハ ノ状態ノ持続スル間、 此必要ヲ認メルノデゴザイマス、併ナガラ先刻江木君ヨリ御引用ニナリマシタ

貴族院の同特別委員会は、 翌一五日に開会された。 会議の冒頭、 平沼から、 重ねて、次のような理由説明が

行われた。

為メニ誠ニ緊急必要ナモノト致シテ制定ヲセラレタモノデゴザイマス、 此緊急勅令ハ、本会議ニ於テモ申述ベマシタル通リ、 今次ノ震災後、 随分此際ニ於キマシテハ御承知ノ通リ 社会ノ状態ニ鑑ミマシテ、 治安維

8

(8)

は、

一十件ノ中、

治安妨害ニ属シマスルモノハ四件、

犯罪、

偏

(ママ)

動ガー件、

ソレカラ流言浮説是ハ

タ建

議

者デモアツテ御

審理

|中ノモノガアルカドウカ|

という質問

が出された。

これに対

平

か

(9)

御 レムコトヲ偏ニ希望イタシマスル次第デゴザイマ 第デゴザイマスカラ、 十分ニ取締ル必要ガゴザイマス、本令ヲ持続イタシマスルコトガ最モ必要デアル クナルコトヲ憂ウルノデゴザイマス、政府ノ見ル所ヲ以テ致シマシテハ尚ホ此種ノ非行ヲ今後ニ於キマシテモ ヘル 静ニ復シテ居ル次第デハゴザイマセウガ、併シマダ~~今日十分安定ヲ得テ居ルト云フコトハ申サレマイト考 こ付テハ多大ノ効果ノアツタモノト考ヘテ居ルノデゴザイマス、今日ハ震災直後こ比シマスレバ イマスルガ、其数ハ十件ニ過キマセヌノデ、併シ此本令ノ効果ト致シマシ(ママ) 挙イタシタル数ハ多クゴザイマセヌ、 リマセヌコトニハ、十分努メマシタ積リデゴザイマス、是等ノ事件ハ今日マテ(ママ)ノ所ニ於キマシテ テ之ヲ制定イタシタノデゴザイマス、 種々ノ 審理 n ノデアリマス、今日本令ヲ廃止スルト云フコトニ相成リマシテハ、尚ホ治安維持ノ上ニ於テ遺憾ノ點 締ヲ厳ニ致スト云フコトガ全体ノ治安ヲ維持イタシマスル上ニ於テ最モ必要デアルト云フコトヲ考ヘマシ 流 対 デアルカ承ルコトガ出来レバ承リタイ、 言蜚語モ行ハレマシタ、又此際ニ於キマシテハ得テ種々不穏 阪 本釤之助議員 - タシマスル次第デゴザイマス (団) 以緊急勅令ニ付キマシテハ尚ホ将来ニ効力ヲ持続セシムル必要アリトシテ承諾ヲ輿 へから、 「其十件内外 既ニ確定判決ニナツテ居ルモノモゴザイマスシ、又審理中 唯適用ニ付キマシテハ最モ慎重ニ致シマシテ適用當ヲ得ザル為ニ害 ノモノガ此中 ソレカラモー ツ、 ノドレ ……朝鮮人問題 ニ嵌マツテ居ル若 ノ行動ヲ超リ易イ状態デゴザイマシタ、 ト考へテ居リマスル、 ブ流 其数ヲ多カラザラシ 言蜚語ヲ放ツタニ 嵌マ ツテ居 勿論人心モ平 ノモノモ 右 疑 付テ ガ多 ラ起 ノ次 検 ザ 依

五件デ 泊

釘をさしている点である。

シマシテ、斯ノ如キ事案ノ起リマシタコトハ誠ニ遺憾トスル所デゴザイマス」としつつも、他方で、次のように害殊ニ朝鮮人ト誤認イタシマシテ内地人ヲ殺害イタシマシタ如キ事件―引用者)ハ其當時ノ流言件語ノ結果ト致 ゴザイマス」「流言蜚語ノ出處ニ付キマシテハ其當時ノ出處ハ正確ニ何人カラ出テ居ルト云フコトハ分リマ ノデゴザイマス」と答弁された。平沼の答弁において注目されるのは、 朝鮮人問題に関連して、「是 (朝鮮人殺 ・セヌ

マス (3) マシテ流言ヲ生ンダト云フコトモ一部ニ於テハアラウカト考へテ居リマス、此コトモ加へテ申上ゲテ置キナリマシテ流言ヲ生ンダト云フコトモ一部ニ於テハアラウカト考へテ居リマス、此コトモ加へテ申上ゲテ置キ ガ朝鮮人ノ犯シタルモノモアルノデゴザイマス、斯ノ如キ事実ガ実際アツタノデアリマスルカラ、是ガ根拠ニ ヲ流ストカ云フ行為、ソレカラ爆発物取締罰則違反、 タノデアルカト申シマスルト云フト、全クナイノデハナイ、随分此殺人、 朝鮮人ノ多数 ノ襲来トカ云フコトハ流言蜚語デゴザイマシタケレドモ、 銃砲火薬罰則違反、 放火、殊ニ毒殺予備、 然ラバ全ク此朝鮮人ノ犯罪 ソレカラ強盗強姦と云フヤウナ犯罪 井戸ノ中ニ毒 ガナカ

見テ宜イノデアリマス、デ、 フコトモアツタト云フコトヲ、モ少シ世人ヲシテ諒解セシメル必要ガアルダラウト思フ」と述べている。 に応じ、「実際ハ多少サウ云フコトガアツテモ誇大ニ流言浮説シタノハ悪イケレドモ、根拠ガ多少アレバ斯ウ云 朝鮮人殺害問題の責任を朝鮮人にも負わそうとする政府の意図を垣間見ることが可能であろう。阪本も、これ 私共ガ疑ヒマスル所ハ、 是等モ流言蜚語ヲ為シタルモノトシテ唯今ノ五件ノ中ニ一ツヤ二ツハ加ハツテ居リ 警察官、憲兵ナドモ當時ニ於テ流言蜚語ノ手傳ヲシテ居ルト云フコト ハ殆ド事実ト

(10) 10

シタル流言蜚語ハ震災當時ノコトニハ関係ナノノデゴザイマス」とだけ答弁されている。 問に対しても、 マ ス、或ハ是等ハ絶対ニ無イモノト政府デハ御認メニナツテ居ルノデアリマスカ」という阪本議員の重ねての質(5) Ш 田斂議員からも質問が出された。「暴行ヲシタ、煽動ヲスル、斯ウ云フ場合ニ勅令第四百三号ノ違反者デア 平沼からは、「此勅令ノ発布セラレマシタノハ、九月ノ七日デアリマス」「此勅令ニ依ツテ罰シマ

タシマス」というのが、その質問の第一であった。これに対しては、平沼から、「御尋ノ暴行ノ煽動ト云フ風ナルカ、或ハ普通刑法ニ属スベキモノデアルカト云フ区別ハドウ云フ所カラスルノデアリカスカ、ソレヲ御尋ネイ H コトニ相成リマスルト一般ノ刑法デハ教唆ニナリマセヌト犯罪トコト(ママ)罰セマセヌノデアリマス、併シ今

治安維持法の成立と改正について) ルコトニナリマス」と答弁されている。 布後ハ普通刑法ノ犯罪ヨリカ、多クハ此勅令デ罰シマス方ガ重クナリマスルノデ、矢張リ此重イ方デ罰シマスル 1 ガ一般ノ例デアリマスカラ、 マスレバ、之ヲ罰スル必要ガアリマシテ、此勅令中ノ包含セシメマシタ次第デアルノデアリマス」「此勅令公 ノ如キ場合ニ於キマシテハ刑法上教唆ノ程度ニ至リマセヌデモ、荀モ此煽動、 此勅令ノ存シマスル以上ハ、普通刑法ヲ適用致シマセヌデ、此勅令ノ方ヲ適用 所謂オダテルト云フ行為ガゴザ ス

いう質問で、 政府委員から、「神戸ノ貧民部落デ多数ノ者ヲ集メテ演説ヲシテ、サウシテ煽動ヲシタノデアリマ

もう一つは、「暴行、

騒擾其ノ他生命、

身體若ハ財産ニ危害ヲ及ホスベキ犯罪ヲ煽動シ起訴サレ

・タ事例

斯カル法 ス、趣旨ハ斯フ云フコトヲ申シテ居リマス、『資産家ハ泥棒スルモ罰セラレザルニ、貧乏人ハ生活ニ窮シテ泥棒 スルモ直ニ罰セラレル、政府ノ作リタル法律ハ資産家ノ為ノ法律ニシテ、貧乏人ノ為ノ法律ニ非ズ、故ニ吾人ハ 律ニ従フ要ナシ、 然ルニ此社会ハ不条理ナルモノナルヲ以テ斯カル社会ハ転覆シテ、 吾人ノ希望ス

会ヲ造ラザルベカラズ、

元来資産家ハ我々無産階級ニ属スル貧乏人、労働者ヲ苦メ、絞リ取リ金持トナリタル者 (11)

11

致シマシテ、多数ノ者ニ斯ノ如キ犯罪ヲ煽動シタ結果ニナツテ居リマス」と答弁されている。ナルヲ以テ資産家ニ對シテ殺人、強盗、詐欺放火等ヲナスモ構ハズ、諸君大ニヤルベシ』斯ウ云フヤウナ演説

男爵・千秋秀隆議員からも、「私共トシテモ、将来効力アラシメルト云フコトハ必要デアラウカト思ハ ル

付テ居ルノデアレバ、ソレヲ承ツテ置キタイ」というように、政府を後押しする質問が行われている。(32)リマシタラ、是ヲ承リタイト思フ、尚ホ此勅令ヲドノ位行ハネバナラヌト云フヤウナコトニ付イテモ、 デアリマスガ、當局ニ於テ若シ具体的ニ、此勅令ヲ尚ホ引続イテ効力アラシメル必要アルト云フ、 何カ御考ガア 御見當ガ

これに対

失ハシメント云フコトハ非常ニ困難ナ非常ニ弊害ヲ生ズルト考へマス」等と答弁されている。 二現実ニーツ必要ト云フコトハ、現在マダ継続シテ判決ニナラヌ事件ガ半数バカリ、此勅令ガ効力ヲ失フト云フ コトニナルト、自ラ是等ノ宣傳者ト云フモノハ無罪ト云フコトニナリマス、是ハ少ナクトモ今日ニ於テハ効力ヲ し、政府委員からは、「具体的ニ、斯ウダカラ、ア、ダカラト云フコトヲチヨツト申スコトハ出来ナイ、 併シコ、

テ、而シテ法律ヲ以テ恒久ノ規則ヲ作リタイト云フ考ヘヲ私ハ持ツテ居リマス」と答弁されているからである。 マス」というもので、 - 此緊急状態カラ起リマシタ勅令ハ此今日ノ震災気分ト云ヒマスカ、状態ガ適當ニ安定ニナツタ際ニハ是ハ止メ 特別委員会の意見は「此勅令ハ永久ニカ、暫時カ暫ク考慮ヲ要シマスガ、兎ニ角此際ハ承諾スベキモノト認メ 特別委員会では、 満場一致で、 緊急勅令に承諾を与えることに賛成とされた。

政府委員の答弁で注目されるのは、併せて、緊急勅令に代わる恒久法の制定の必要性が説かれている点である。

特別委員会からの本会議への報告は、 一二月一七日になされた。 伯爵・副島道正委員長からの報告は次のよう

なものであった。

この委員長報告を受けて、

質疑に移った。質疑では、

花井卓蔵議員から二度に亘る質問が行われた。

ただし、

花

井も賛成であった。

理由 亦承諾ヲ輿フルコトニナリマシタ、 ルコト シテ政府委員ハ実ニ其通リデアルト云フ御答デアリマス、討議ニ這入りマシテー委員カラ実ニ此勅令ヲ継続 タ、最後ニ委員ガ、 ガアル 唆ト云フコトト、 方ニ於テ處分セラレルノデアルカト云フヤウナ質問モアツタヤウニ記憶シテ居ルガ、 件等ニ付テ質問ガアリマシタ、……又一議員ハ本令ニ触ルル犯罪ト、 ク約十件デアル、 三ノ質問ガゴザイマシタ、第一二本令ニ触レタル所 兀 .百三號ニ付テ御報告ヲ申上ゲマス、……當分之ヲ継続シタイト云フ政府ノ希望デゴザイマス、之ニ對シテ ハ何處ニ存シテ居ルノデアル、今日人心ハ大分安定シテ居ルノデアル、然ルニ之ヲ今日マダ継続スル カト云フ風ナ質問ガアリマシタ、……其外或ハ刑量等ニ付キ或ハ朝鮮人ノ犯罪等ニ付テ質問モアリ 必要デアル、 勅令ノ煽動ト云フ意味ニ付テ質問モアリマシタ、……ソレカラ又勅令ヲ永ク存続スルト云フ ソレカラシテ其次ハ流言蜚語ガ非常ニ盛デアツタガ、 ……要スルニ此勅令ノ効果ガ現レタト云フ譯デアルカト云フ質問ガアリマシタ、 即チ継続セムコトヲ希望スル、異議ハナイト云フ意見ガ出マシテ、 右報告申上ゲマス24 ノ犯罪ノ数ハドレ位ノモノデアル、 又刑法ニ触ルル犯罪ト同一ノ場合ニハ何 是ノ出タ所ハ何處デアルカト云フ風 ……ソレカラ又刑法 満場一 政府ハ之ニ答へテ曰 致ヲ以テ、 ソレニ對 ·マシ ノ教 ス ナ

その内容は 自由 憲法ニハ 裁量ト為シテ、 無イノデアリマス、有リ得ナイノデアリマス」というものであった。 本緊急勅令に承諾を与えることの是非についてではなく、 政府ノ見ル所ニ委セテ、之ヲ提出スル、之ヲ提出セザルト云フ取捨権ヲ政 「其将来ニ於ケル効力ノ 承諾を与えることについては 継続 府ガ有スル 如 何ヲ 政

13 (13)

スル罰則ノ件)

ナイト認メマス」と決議された。 對シマシテ承諾ヲ輿ヘテ御異議ゴザイマセヌカ」との問いかけがあり、「異議ナシ」と叫ぶ者があって、 議案の採決に移った。 侯爵 ・黒田長成副議長から、「大正一二年勅令第四百三 一御異議

號

14

(14)

花井以外には発言はなく、

貴族院と同様、 議案は衆議院に送付され、一二月一九日に開会された衆議院本会議で議案とされた。本会議での理由 平沼からなされた。 同議案は「大正一二年勅令第四百三號 (承諾ヲ求ムル件) (治安維持ノ為ニ 説明

委員会」に付託された。同二○日および二一日に開会された同委員会では質疑が、また、二二日

に開会された同委員会では討議および採決がなされた。

な質問が出されている。 質疑で注目されたのは、 横山勝太郎委員と平沼および政府委員とのやりとりであった。 横山からは、 次のよう

マスガ、之ニ對スル當局ノ意見ハ如何デアリマスカ、之ヲ第一ニ承リタイ ナル條文デアリマス、 ダラウト思ヒマス、……何處マデヤレバ罰スルカ、 極テ迷惑至極ノ法文デアリマスガ、 網ヲ張ツテ居ル譯デ、 何ヲヤツテモイカヌノデアル、サウスルト云フト、是ガ適用ヲ受ケル国民カラ見マスルト云フト、餘リ大キナ 今回 極メテ悪立法デアルト私ハ思料致スノデアリマス、又之ヲ現実ニ適用スベキ検察官ニ致シマシテモサウ **・ノ四百三號ノ勅令ト云フモノハ、何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズト云フコトニ、冒頭ガナツテ居リマス、** 進歩シタル立法例ノ上カラ考察致シマスト、 何處ガ罰セラルベキ限界デアリ、 斯ノ如キ事柄ハ吾、国民ノ活動ヲ阻礙致シマシテ、延イテ人心ヲ委縮セシ 何處マデハ自由デアルカト云フ此限界ヲ知ルノニ甚ダ困難 何處ガ吾、ノ自由ノ範囲デアルカト云フコトヲ知ルニ、 危険至極ナ法文デアルト、 斯様ニ思料致シ

司法大臣カラ御説ヲ承リタイ 前ノ内閣時代ニ於キマシテ行フコトガ出来ナカツタ過激社会主義運動取締法案ナルモノヲ、 タル過激社会主義運動取締法案ト殆ド同一デアル、 予想シナイモノガ此中ニ這入ツテ来ルコトニナル、 アリマス、 が結果、 法律ヲ以 人権擁 併シ本案ノ如ク何等ノ方法ヲ以テスルト雖モ罪トナルト云フ、 ソレト同一ノ実ヲ行ハントセラル、モノデアルト私ハ思料致シマス、 テ餘リ言論ヲ圧迫シ、 護ノ任ニ當ル者モ其職責ヲ盡スコトガ困難且ツ危険ヲ感ズルノデアリマス、 人ガ何ヲシテモ罰ニナルヤウナコトヲスルノハ、人心ヲ委縮シ恐怖 ::::同 ……此勅令四百三號ト云フモノハ、曩ニ議会ニ提出セラレ 工異曲デアルト云フコトヲ茲ニ私ハ申上ゲテ憚ラヌ、 斯ウ云フ大キナ網ヲ張ツテ置ケバ、 ……是等ノ事項ニ付テ進ンデ 是ハ由々敷大事デ 現内閣ガ震災ヲ口

法ヲ為スコトハ、此場合適当ナ處置トハ言ヘナイト考ヘマス、之ニ就テ御弁明ヲ承リタイノデアリマス 考へテ見マシテモ、 場合ニ依ツテハ十年以下自由刑ニ処ス、又ハ三千圓以下ノ罰金ニ処スルト云フコトデアリマスガ、 流言浮説ヲ為シタル者ハ、 財産二危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ」ト云フ……犯罪ト云フノハ、 私ハ不都合ナ刑ノ過重デアルト考へマス、……法律デ以テ……人民ヲ威嚇スルウヤウナ立 警察犯処罰令ノ規定ニ依ルト、 僅カナ拘留若ハ科料デ済ムノデアリマス、 勅令四百三號以外ノ 刑罰法規二 :::如 ソ 於ケ ヲ

アル ンダ、 其次ニ目的ト云フ字ガ二箇所アリマス、「紊乱スルノ目的」、「以テ惑乱スルノ目的ヲ以テ」、此目的ト云フ字ハ ル犯罪 t 特段ノ意思ヲ要スルト云フ意味ニ解釈スベキモノデアリマスカ、 ウナコト 其ノモノヲ云フノデアリマスカ、 単 -純ナル ヲ煽動スレバ、 犯意ニ非ズシテ進ンデ之ヲ為ス、 ソレデ特別ニ煽動罪ガ成立スル意味デアリマスカ、 或ハ……必ズシモ刑罰法規ニ触レルモノデナクテモ、 積 極的 二此目的ヲ遂行スルト云フ意味 之ヲ御答ヲ願ヒマス ソレヲ承リ タイ、 安寧秩序ニ害ガ 犯意ヨリー カラ

イト思ヒマス、……又今日ト雖モ全国ニ之ヲ厳重ニ施行スル必要アリト御考ヘニナツテ居リマ キモノト私ハ考ヘル、……何モ大阪トカ神戸ノ方面ニ於ケル犯罪マデ範囲ヲ拡張シテ、之ヲ施行スル ソレ カラ此法律ヲ全国ニ及ボス理由ヲ承リタイ、 ……震災地若クハ震災地ニ隣接スル方面 ニ適用 ス シテ然 必要ハナ ベ

御考慮ニナツテ居ルノデアリマスカドウデアルカ、之ヲ承リタイ (タン) 此緊急勅令ヲ将来ニ持続セラレント云フ御考ヘノ中ニハ、此事情ノ変更ト云フコトヲモ御斟酌ニナリ、

言明ヲ為スコトノ難キ事案ガ、 事案ガアルト云フ御話ガアリマシタガ、 ジマセヌガ、 法ノ状態ニナツテ居ルノデアル、是ハ是非共国民ノ覚醒ヲ要スル緊要ノ事柄デアル」モウ御忘レニナツタ ヅカシイ問題ガ起ツテ来ル、先ヅ斯ノ如クシテ立法ノ輿へタ各般ノ自由ハ次第ニ奪ハレツ、アルハ、今日ノ立 政府ノ出シタ法律案ニハ大概盲判ヲ押ス、……今日モソレヲヤル癖ガ付イテ居ル、 達シ得ラル、ルモノデアルト云フコトヲ忘レテ居ル、 考へテ、警察法規ニ依リテ憲法ノ輿ヘタ自由ヲ奪ハル、ト云フコトニ気ガ付カズ、之ニ皆盲判ヲ押シテ居ル、 ヲ読ンデ敬服ヲ致シテ居ツタ一人デアリマス、「……帝国議会ニ於テ、 ……政治ト云フモノハー個人一個人ノ権利或ハ自由ヲ確保シテ、 寸鵜沢博士ノ演説ノ一部ヲ茲ニ御紹介申上ゲテ、 是ハ立派ナ書籍ノ中ニ残ツテ居リマス、……林政府委員ノ御答弁ノ中ニ、此席ニ於テ発表シ難 既ニ法廷ニ於テ審判ヲ受ケタモノデアルト致シマスレバ、 若シ此捜査中ニ属スル事デアリマスレバ、 御記憶ヲ喚起シテ置カウカト思ヒマス、……私ハ常ニ之 何デモ総体的ニ、何カ時ノ内閣ト一寸肝胆相照ラスレバ、 然ル後之ヲ全般ニ及ボシテ、 議員ノ多クハ、 偶々之二反抗スル 是ハピムヲ得 政権ニ有付クコト許リ 此際御発表願ツテ置 始メテ其目的 マセ 'ヌガ、 ト随 カ存

キタイト云フコト

ヲ切ニ希望致シマス

此

制定ニ付キマシテハ、ドウ云フ手続ヲ経テ為サレタノアリマスカ、

其顚末ヲ承リタイト思ヒマス、

(16) 16

ガアリマス、

……此ハ罪トナルベキ事実ト云フ中ニ入ルカ入ラヌカト云フ事ヲ確メテ置キタイ

ガアツタトシテモ、

将来ニ向ツテハ効力ヲ失ツテモ宜イト思フ

「安寧秩序ヲ紊乱

スル

月的ヲ

以テ

ト云フコトト、

ソレ

カラ

「人心ヲ惑乱

スル

ノ目

的ヲ以テ」

私 依ラレタノカ、 至ツタモノデアル、 [ノ間 ク處ニ依 即チ厳重ナル手続ヲ執ラレテ居ルノカ、 レバ、 ……其點カラ申シマシテモ、 是ハ警保局ノ立案ニ依ルモノデアル、 国民ハ之ニ對シテ甚ダ宜シキ感情ヲ持タヌ、ドウ云フ手続 此點ヲ御 而シテ司法省ハ単ニ之ニ一瞥ヲシテ発布 弁明願ヒタイ ノ手続ニ

思フ、 諾スル ニモ此法文ハ不都合デアル、…… (政府委員ノ―引用者) 上ゲタ、……今度ノハ実体法上ノ上カラ、ソレガ當然犯罪人トシテ人ヲ引張ツテ来ルコトガ出 スルコト ニナツテ居ル、 被疑者ノ住所ガ不明デアルト云フヤウナ條件デアリマスガ、 トガ出来ルノデアリマス、其勾引スルコトノ出来ル場合ハ、現行犯人ガ本犯行ノ場所ニ居ナイ場合、 アツタト思ヒマス、是ニモ或ル條件ヲ具備シタ場合ニハ、 モ広汎デアル、 此勅令ハ……非常ニ廣イ意味ノ法文デアリマス、……僅カニー 実際ノ適用カラ云ツテ何デモ引張ツテ来ラレル、……来年カラ適用ニナリマス刑事訴訟法ノ百二十三條デ ・・・・・・斯云フ弊ヲ作ツテ国民ノ自由ヲ奪フト云フヤウナ法律ヲ必要トスルトハ考ヘラレマセヌ、 コトハ、 ガ出来ル結果ニナツテ、 吾々非常ニ危険ヲ感ズル、 サウスルト警察署長ナリ検事ト云フモノハ、常ニ裁判官ノ令状ヲ持タナイデ、人ヲ自由 ……此法律ハー言ニシテ申上ゲルト、 人権ノ上カラ申シテモ、 ……此條文ハ解釈及摘要ニ於テ全ク専制政治ト同様ノ結果ニナ 警察官ガ人ヲ引張ツテ来ル 餘程考慮スベキモノデアルト云フコト 検事ハ判事ノ令状ヲ持タズシテ被疑者ヲ勾引スルコ 其御話ダケデ此変体立法ヲ将来ニ持続 ……而シテ此権能 箇條デアリマスケレドモ、 ハ警察官ニモ嘱託ガ出 ノニ最モ都合ノ好イ法律 其関係スル 一来ル、 スル - ヲ屡 ソレ 仮ニ必要 コト 反々私 来ル 所 -ヲ承 カラ 拘束 :デア 如 コ 最 何 申

ト フ 字 17 (17)

ル法律

置イテ、 事実ハドウデス、此頃ハ御承知ノ通リ大抵警察ニ引張ツテ行ク、 何處々々ヲ徘徊シテ居ツタカラ道路妨害ダト云フコトヲ、各府縣全国デヤツテ居ル、……全国ニ於ケ 甚シキハ……自分ノ私宅カラ人ヲ勾引シテ

ノ適用ト云フモノガ、サウ非常ニ円満ニ行ツテ居ルト思フノハ非常ニ危険デアルト思フ、

重大ナル法律、 必ズ濫用ガ起ツテ来ルコトハ明瞭デアル

云フ事柄ガ、既ニ此法案ノ缺點デアル (28) 元来東京地方ニ於ケル震災ノ為ニデキタ法律ト云フモノガ、二百里、三百里ノ先デ厳重ナル適用ヲ受ケルト 安寧秩序ト云フ文字ガ使ツテアリマス、 其安寧秩序ト云フコトノ定義ハダウ云フコトニナツテ居リマス

これに対する平沼および政府委員の答弁は、次のようなものであった。

ス シ此種ノ立法ニ於テハ其必要ガ大ニ存スルト考へテ、 横山 君ノ言ハル、 通り、 此緊急勅令ハ行為ノ範囲モ刑、 斯ノ如ク制定シタ次第デアリマス、左様御了承ヲ願ヒマ ノ範囲モ廣クシテアルコトハ 其通リデアリマスガ、

主義運動取締法案ナルモノヲ、現内閣ガ震災ヲ口実ニシテ、ソレト同一ノ実ヲ行ハント」ト云フヤウナ-範囲ニ付テハ今日裁判例ニモアリマス、……(「前ノ内閣時代ニ於キマシテ行フコトガ出来ナカツタ過激社会 横山君カラ種々範囲ノ不明確ナ點ヲ挙ゲラレマシタガ、多クハ在来ノ法令ニモアリマス文句デ、自ラ適用 横山君 ノ述ベラレタ如キ意見ハ、毛頭當局者無カツタト云フコトヲ言明シテ置キマス 引用

社会ヲ治メルノニ刑罰ノミデ宜イト云フ考へハ、無論間違ツテ居ルト云フコトハ横山君ノ仰セノ通リデアリ

18

------- 斯ウ云フ

震災當時

リマスカラ、 定メマシタノハ、明文ニアリマス通リ「人心ヲ惑乱スルノ目的」トアリマス、……非常ニ事情ガ重イモノデア 流 フコトヲ當局デハ確信致シテ居リマス、……警察犯処罰令ニ定メテアリマスルノハ、唯、人心ヲ惑ハスヤウナ マス、……併シナガラ此勅令デ定メマシタ刑罰ハ、 言浮説ヲシタ、 警察犯処罰令デ決メマシタ事柄ト、 ソレダケノ事実デアリマス、他ニ何等ノ目的ヲ有スルモノデハナイノデアリマス、 流言浮説ト云フコトハ同ジデハアリマスケレドモ、 此當時 ノ事情ニ照ラシマシテ、斯クナケレバナランヌト云 其事情 此勅令ヲ

雲泥ノ差ガアリマス

リマス ハヌト云フヤウニ定メルト云フコトハ、却テ不適当デアルト考へル、ソレ故ニ地区ヲ限定シナカツタ次第デア イマセヌ、 不法行為、 ノ通リ普通ノ範囲デハ足リマセヌ、特別ニサウ云フ目的ノアルコトヲ必要トスル趣意デアリマス 今回ノ震火災ハ、実ニ前古未曾有ノ事デアリマシテ、此影響ト云フモノハ単ニ震災地ノ地方的 「財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ」ト云フ―引用者) 殆ド全国ニ普及シテ居ルト申シテ宜イト思フ、 他ノ法令デ犯罪ト決メテアルモノヲ云フノデアリマス、ソレカラ、又目的ヲ以テト云フノハ、 ……或ル土地ヲ限定シテ之ヲ行ヒ、 犯罪トアリマスノハ、 無論 刑罰 其他 ノモノデ 制 ノモノハ行 裁 ゚゙ゴ ザ アル

ヲ存続 t承知ヲ願ヒマス(绍)(の)というでは、決シテ震災當時ト全然同様デアルト云フ理由デハナイノデアリマス、ポスル必要ナル理由デアリマシテ、決シテ震災當時ト全然同様デアルト云フ理由デハナイノデアリマス、

ノ事情ト今日トハ異ナツテ居リマス、ナレドモ尚ホ未ダ人心安定ニ帰シテ居ラヌト云フコトハ、之

寸申 述ベルコトヲ憚ル事柄ガアリマシタノデ、 H 林 政 府委員カラ発表シ難 イ事案ガ 一件アルト申シタ 是ダケハ此処デ言明スルコトヲ避ケタイ、 ノハ、 是 71 其中 ノ事柄全部デハ アリ 斯ウ云フノデアリマ イマセ ヌ、 其 中

19 (19)

ナガラ固

 \exists

リ咄嗟ノ場合デアルシ、

ス、……是ハ事宮廷内ノ事ニ関スルコトヲ虚偽ヲ申シテ居ルノデアリマス、此事ハ言明ヲ避ケタイト考ヘマス 是ハ咄嗟ノ間 司法省ノ方デ先ヅ此流言浮説等ヲ取締ルコトガ必要デアルト云フコトヲ考ヘタノデアル、併 調査委員会等ノ意見ヲ徴スルニモ、取調委員ヲ集メルコトモ出来ナイ交通 (20)20

状態デアツタ、……警保局長ト私ガ内務省ニ行ツテ共ニ案ヲ拵ヘタト云フヤウナ次第デアリマス

リマス、是ハ此前ニモ申述ベマシタ通リデアリマス、……改正刑事訴訟法ハ、人権尊重ト云フコトニ非常ニ意 法律ノ用語ニ於キマシテ、自分ハサウ問題ヲ起コシ易イヤウナ汎博ナ文字ハ使ツテナイト考へテ居ルノデア

ヲ用ヒテ居リマス、……其濫用ヲ防グ為ニハ色々ナ制限-

條件ガ附シテアリマス、……此法令自体ニ於テ是モ

シイ言葉ト云フモノハ全ク使ツテアリマセヌ、従来他ノ法令等ニ於テ使ハレマシテ、 サウ云フ心配ハナイ 此緊急勅令ニ付キマシテモ、ソレ等ノ點 ハ餘程注意ヲ致シマシタ積リデアリマス、 今日ニ於テハ殆ド意義ガ ……此勅令ニハ 特別 ノ新

定マツテ居ルヤウナ言葉ノミヲ挙ゲマシタ

ケレバナラヌコトハ責任デアリマス キ理由モゴザイマセヌシ、……一視同人ノ大御心ハ、吾々當局者ハ之ヲ奉戴致シマシテ、 今日法律ヲ適用スルニ當リマシテ、決シテ貧富ノ差トカ、或ハ貴賎ノ別トカ、 斯ノ如キコトハ 是ハ随分徹 眼中ニ置クベ 底サセナ

シテ、 アルカラ悉ク之ヲ逮捕シテ、之ヲ処罰シナケレバナラヌト云フ必要ハナイノデアル、……能ク之ヲ訓戒致シマ 起訴ノ必要ノアリマセヌ事項ハ、……多クハ之ヲ不起訴ニシテ居ル、……法律ノ正面ニテ照ラシテ、 當局トシテハ無論此勅令ガ公布サレマシテ、直ニ其適用ニ付テノ注意ハ十分致シテ置キマシタ、 再ビ罪ヲ犯ス虞レハ極メテ少ナイト見マシテ、是ハ多クハ不起訴処分ニシテ居ル ノデアル ソレガ為メ 犯罪ガ

リ十分注意ヲ怠ラヌ積リデアリマス (効 今日迄現ハレタ事実ニ依リマスト、其適用ノ実際ニ関シ不穏当ナ事ハナイト思ヒマス、 将来ニ於テモ出来ル限

高柳覚太郎議員および南鼎三郎委員と平沼との質疑も注目された。 (31)

テ居ラレマスカ

テ居リマスレバ、……其場所ヲ御聞キ申シタイ、 此勅令ノ適用ヲ受ケタ件数十件ト云フガ、其十件ノ場所ハ何處デスカ、震災地、 ソレカラ……九月二十日以後ハ此適用ヲ受ケタ犯罪ハ無カツ 震災地以外、 或ハ直グ分ツ

震災ニ因ル不安ト云フモノハ、略々、除去サレテ居ルヤウニ考へマスガ、其點ニ付テドウ云フ御考ヘヲ持ツ

タノデアリマスカ (32)

このような高柳の質問に対して、平沼から、次のように答弁されている。

震災ノ影響ト云フモノハ、マダ存続致シテ居リマシテ、今日既ニ是ハ無クナツテシマツテ居ルト云フコトニ

ハ、自分共モ考ヘテ居ナイノデアリマス

タノハ二十日迄デアリマス、其以後起訴致シタノハゴザイマセヌ (38) 事件トシテ調ベマシタノハ、東京、横浜、浦和、 甲府、 神戸、福井ダケデアリマス、ソレカラ起訴致シマシ

(21)

南の質問はより本質を突くものであった。

シテ居ルヤウナ勅令デアル、……此事ヲ御尋シタイ……ハ何等出テ居ラナイ、唯ゝ是ハ丁度自動車ニ馬力ガアツテ走ルダケデ、「ブレーキ」ノ無イ自動車ヲ走ラ 政府ガ此事ヲ取扱フ當局者ニ對シテ何等カノ制動ニナルヤウナ事、即チ「ブレーキ」作用ヲ起スヤウナ法令 官憲ガ主トシテ此範ヲ自警団ニ示シタト云フノガ多イノデアリマス、……斯ウ云フ非常ナ勅令ヲ出ス場合ニ、 殺シタト云フノハ、主トシテ斯ウ云フ勅令ノ出タ結果デアラウト考へマス、……此自警団等ガ行ツタ事柄ガ、 自警団ト云フモノガ出テ良民ヲ虐殺シタリ、或ハ労働運動ニ従事シテ居ル者ヲ捕ヘテ虐待シタリ、 朝鮮人ヲ

た。 居リマス、 しかし、 これも、平沼からは、「此法律ノ適用ニ関係シマス官憲ニ對シテハ、ソレぐ~當局カラ訓令ハ発シテ 検察官ニ對シテモ、警察官ニ對シテモ、十分其點ハ注意ヲ致シテ居リマス」と答弁されただけであっ(%)

いる。 トハ勿論明確ナ御答ハ出来マセヌガ、サウ一年半モ二年モ持続スルコト當局ハ考へテオリマセヌ」と答弁されてなお、「此勅令ハ何時廃サレルノカ」という黒住成章議員からの質問に対して、平沼から、「何月何日ト云フコ

れた。横山議員も、「政府ハ本令適用上関係官憲ニ對シ相當ナ手段ヲ採リ且次ノ帝国議会ニ本令廃止ノ法律案ヲ 止セラレンコトヲ希望致シマシテ、之ニ承諾ヲ輿フベシト云フ意見ヲ申ス次第デアリマス」という意見が表明さ 一二一日の討議では、中島鵬六議員から「當局ニ於キマシテモ、其時期ノ早カランコトヲ心懸ケラレテ、之ヲ廃 ヲ廃

提出スベシ」という条件の下で、承諾を与えることに賛意を表明した。 ことに反対の討論を行った。その内容は次のようなものであった。 これに対し、 高柳議員は、 承諾を与える

アリマシテモ、 (ママ)スルモノデナイ、治安警察法ト云ヒ、新聞紙法ト云ヒ、警察犯処罰令ト云ヒ、是等法規ノ存スルアツ 今日ニ於テハ稍々人心ノ不安ハ除去サレテ、先以テ安定ノ域ニ達シ得タモノト私共ハ認メル、多少ノ不安ガ 此勅令無クテモ、ソレく~ノ犯罪ハ刑罰ニ依ツテ相當取締ガ出来ル、 此種犯罪或ハ之ニ類似スル犯罪ガアリマシテモ、ソレハ此勅令ヲ廃止サレテモ全然不問ニ竹 要スルニ刑罰ノ重キ本勅令ヲ尚ホ存 此

賛成デアル所以デアリマス」等と述べて、反対の討論を行った。 テノ非常ナ恥辱デアルト考ヘル、……此意味ニ於キマシテ、私ハ是ガ廃棄ヲ主張シ、即チ承諾ヲ興ヘザルコトニ 南議員も、 「現在既二人心ガ安定シテ、今日斯云フヤウナモノヲ存続セシムルト云フコトハ、 我ガ法治

ス」ということも付け加えた。(40) 春日俊文議員は、本案の承諾に賛成したが、それだけではなく、「斯ノ如ク今日ノ思想ニ鑑ミマシテ、 止スル域ニ到達シタイト思フ、 其時ニナリマシタナラバ、単行法ヲ以テ厳重ニ取締ルコトヲ希望シテ置キマ 此法令

特別委員会からの委員長報告は、一二月二四日の衆議院本会議でなされた。この報告を受けて、 討論の後、 賛成多数で、 特別委員会としては 「承諾ヲ輿フベシト決議サレマシタ」とされた。

(23)

直ちに討論に

移った。討論では、委員長報告に反対という立場から、高柳、横山、南の各議員が反対意見を述べた。これに対

し、委員長報告通り本勅令に承諾を与えるべきだという意見が、黒住議員から示された。 討論が打ち切られ、採決が行われたが、賛成の起立多数で「本案ハ承諾ヲ輿フルコトニ決シマシタ」とされた。

言が抽象的であること、宣伝とよく似た不特定多数に対する「流布」や「流言飛語」を処罰することは、過激社 布シ」または「人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ流言浮説ヲナシタル」という形で「目的犯」とされたことである。文 本緊急勅令の規定で注目されるのは、同罪中、二つは「安寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流

会運動取締法案を彷彿とさせた。これによれば、朝鮮人に関する流言を防ぐ目的を超えて、資産家や高官を狙

出された。一九二四年末までの治安維持令の適用は、二〇件にとどまった。ただし、司法省と内務省にはあくまでも「緊急」の勅令という自覚があり、 た「不良の徒」を同勅令により取り締まることも可能であった。(タヒ) 適用を限定するようにとの指示が

(1) 前掲『治安維持法小史』によれば、 もいいたった直接の契機は、二一年五月中旬発覚した近藤栄蔵事件にあるとみてまちがいない。」|司法省は、近藤栄 蔵事件を契機に緊急勅令を出そうと提案したのだが、このばあいは明らかに緊急性、必要性に欠けていた。 省案としてまず結実し、これについてひそかに内務省の意向が打診された。この時期、司法省が緊急勅令の制定をお 層は、この動きに対処するには、伝統的・明治国家的な治安体制では不十分とみてとり、新治安立法を模索した。」 会意識が変容にさらされていた。社会主義を目ざす結社活動その他の大衆運動が、新しく台頭しはじめた。社会支配 義革命の達成・ソ同盟の成立をはじめとした国際環境の変化が生じつつあるなかで、日本でも明治的な社会秩序・社 (九頁)、一一九二〇年を起点としてはじめられた政府部内の治安立法作業は、二一年八月、緊急勅令形式をとる司法 過激社会運動取締法案を議会提出した事情が、「第一次世界大戦後、社会主

24

浜口

省側の正当な反対意見があって、結局これを原案として討議した所産が、 過激社会運動取締法案 (政府原案)

2 程として、 翌二二年二月、 条件とするという仕方で……、当局自身は、 令が機能的に治安維持法につながっているとはかならずしもおもえないが、治安維持法の成立を、この勅令の廃止の - 治安維持ノ為ノ罰則ニ関スル件」(大正一二年勅令四○三号)については「私には、 前掲『治安維持法』二○頁等を参照。なお、前掲『治安維持法小史』五五頁以下によれば、治安維持法の準備』 前述したように過激社会運動取締法案が重視され、一般に「治安維持法の先触れ・露払い」と評価される 第四五回帝国議会に提出される運びとなるのである。」(三七―三八頁)と分析される。 両者の関係をつけていた。その点からこの勅令が治安維持法への橋渡 ふつういわれるほどに、 この勅 過

3 同書二六―二七頁等を参照

をしたといって、まちがいではない。」とされる。

 $\widehat{4}$

同書二七―二八頁等を参照

- $\widehat{\mathbf{5}}$ 同書二八頁等を参照

7

一八七三年(明治六年)

6 『第四七回帝国議会貴族院議事速記録第三号(大正一二年一二月一四日)』五九頁。 四月二四日—一九三二年 (昭和七年) 九月一八日。一八九七年

(明治三〇年)、

東京帝

明内閣で内閣書記官長を務める。この間、 国大学法科大学を卒業。内務省に入り、法制局参事官、 一内閣で鉄道大臣を努め、 ロンドン軍縮条約の成立に尽力した。 貴族院勅選議員となる。 内閣書記官を経て、第三次桂内閣、 以後、 加藤高明内閣及び第一次若槻内閣で法相 第二次大隈内閣

- 8 同五九頁
- 9 同五九一六〇頁。
- 10 『第四七回帝国議会貴族院緊急勅令第第四百九号外一件特別委員会議事速記録第一号(大正一二年一二月一五日)』

(25)

20

同六頁。

- (14)
 (12)

 (13)
 (12)

 (13)
 (13)

 (14)
 (12)

 (15)
 (13)

 (16)
 (17)

 (17)
 (18)

 (18)
 (18)

 (19)
 (19)

 (10)
 (11)

 (11)
 (12)

 (12)
 (13)

 (13)
 (12)

 (14)
 (12)

 (15)
 (13)

 (16)
 (13)

 (17)
 (13)

 (18)
 (12)

 (19)
 (13)

 (10)
 (13)

 (11)
 (12)

 (12)
 (13)

 (13)
 (13)

 (14)
 (12)

 (15)
 (13)

 (17)
 (13)

 (18)
 (13)

 (18)
 (13)

 (19)
 (13)

 (10)
 (13)

 (11)
 (12)

 (12)
 (13)

 (13)
 (13)

 (14)
 (12)

 (15)
 (13)

 (17)
 (13)

 (18)
 (13)

 (19)
 (14)

 (10)
 (14)

 (11)
 (12)

 <
- (23) (21) (22) 同六頁。
- 24 「第四七回帝国議会貴族院議事速記録第五号(大正一二年一二月一七日)」九九頁
- (26) 一八七七年(明治一○年)
- 四年、東京市会議員に当選。一九一七年の衆議院議員選挙で当選し、国政に進出した。憲政党幹事、政務調査会長、 幹事長を歴任し、浜口内閣では商工政務次官も務めた一九二六年には東京弁護士会会長に就任している。 判検事登用試験・弁護士試験に合格。山口県で司法官試補を務めるが、三ヶ月で辞職し、弁護士を開業した。一九一 一八七七年(明治一○年)一一月一五日─一九三一年(昭和六年)五月一二日。広島県出身。日本大学を卒業後
- 会議事録(速記録)第一回(大正一二年一二月二〇日)』四—一二頁 **『第四七回帝国議会衆議院大正一二年勅令第第四百三號(承諾ヲ求ムル号)(治安維持ノ為ニスル罰則ノ件)**
-) 『同第二回 (大正一二年一二月二一日)』同一—一四頁。
- (2) 前掲『同第一回(大正一二年一二月二〇日)』同五—一二頁:
- (1) 「していに(そぶにじ)」)引ニルコ 「しごいに(3ml(30) 前掲『同第二回』(大正一二年一二月二一日)』二―一四頁。
- 一八六七年(慶応三年)一〇月二九日—一九三七年(昭和一二年)一二月二一日。東京法学院 (現在の中央大学)

 $\widehat{41}$

『官報號外同四―五頁。

第四七回帝国議会衆議院議事速記録第九號(大正一二年一二月二四日)』二三一―二三七頁。

 $\widehat{40}$ $\widehat{39}$ $\widehat{38}$

を卒業後、 議院議員選挙に当選し、以後、当選四回を数えた。一九三三年(昭和八年)、浜松市長に選ばれ、 代言人の免許を受け、浜松市で弁護士として活動した。県会議員を経て、 一九〇八年 翌年まで務めた。 (明治四一年) の衆

32 委員会議事録 前掲『第四七回帝国議会衆議院大正一二年勅令第第四百三號(承諾ヲ求ムル号)(治安維持ノ為ニスル罰則ノ件) (速記録) 第一回(大正一二年一二月二〇日)』一二—一三頁。

(33) 同一三頁。

(35) (34) 同一三頁。

(36) 『同第二回 (大正一二年一二月二一日)』一七頁。

37 会議事録 (速記録) 『第四七回帝国議会衆議院大正一二年勅令第第四百三號 第三回(大正一二年一二月二二日)』 ——三頁。 (承諾ヲ求ムル号) (治安維持ノ為ニスル罰則ノ件)

委員

同三頁。

(42) 前掲『治安維持法』二七―二八頁等を参照。

(43) 同書二八頁等を参照。

三 治安維持法の成立

1 法案の議会提出

く似た「流布行為」を罰する新たな取締法を欲したのであった。(3) 草させた。司法省は、 吾を首班とする清浦内閣が成立した。司法大臣の鈴木喜三郎は、 九二四年(大正一三年)一月七日、虎ノ門事件で倒れた第二次山本内閣の後を継いで、枢密院議長の清浦奎 国内に無政府主義や不敬思想が広まることを憂慮し、風説を広めるという意味で宣伝とよ 刑事局長の山岡萬之助に命じて治安維持法を起

らないというスタンスを示そうとしたといわれる。(4) その効果に大きな違いがないことを踏まえ、宣伝ではなく結社を罰することで、個人の言論活動には深く立ち入 しかし、その後、司法省は流布罪を主とする法案の作成を断念した。司法省が最終的に結社罪を主としたのは、

内務省の交渉が長引くなか、 テルンを警戒し、治安維持法に賛成したのであった。一一月下旬には、司法省案が内務省に示された。司法省と 寺公望は、憲政会総裁の加藤高明を首相に指名し、同年六月一一日、第一次加藤高明内閣が発足した。 司法省に遅れて内務省に治安維持法案起草の動きがみられるのは、 同年五月一〇日の総選挙では、政友会、憲政会、 仲介を図ったのが法令の審査を担当する法制局であった。一九二五年(大正 革新倶楽部からなる護憲三派が過半数を制した。元老の 同年一〇月末のことである。 ソ連とコミン 一四年) 近園

この法制局案に対し、 月二四日付で法制局案が示された。 今度は護憲三派の内部で混乱が生じた。 司法省と内務省は納得せず、二月末までに合同案を作成した。法案が完成するかに見えた 加藤内閣の意向を汲んで、取締りを緩めようとしたものであった。しかし、

た。 なった小川 小川 九二五年二月四日、 は、 は 虎ノ門事件を契機として左翼に対する危機感を抱いており、 若槻礼次郎内相と協力して、 司法大臣の横田千之助 省庁間の調整や与党の説得に奔走した。そして、二月一八日、 (政友会) が急死し、 後任の法相には政友会の 治安維持法案に賛成していた。 小川平吉が(6) 法相と 就任し

第 一条 国體若ハ政體ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トテシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ

維持法案の議会提出を決定した。

同法案の内容は次のようなものであった。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 前条第一

之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二条 項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項 実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ

十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四条 第三条

第 第

一条第一項 条第一

ノ目的ヲ以テ騒擾、 的ヲ以テ其

暴行其ノ他生命、

項ノ目:

ノ目的タル事項

ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又

ハ禁錮

處ス

身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者

第五条 第 一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他 ノ財産上ノ利益ヲ供輿シ又 ハ其

ヲ為シタル者亦同 ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供輿ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束

第六条 前五条, ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルト 丰 ハ

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス 其ノ刑ヲ軽 減又ハ 免除

29 (29)

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廃止ス

- (1) 一九二三年(大正一四年)一二月二七日摂政として第四八議会の開院式に出席のためお召自動車で貴族院に向 り総辞職を余儀なくされた。難波は大逆罪で起訴され、死刑判決を受けた。死刑は一九二四年一一月一五日に執行さ 銃で狙撃したという事件である。銃弾は皇太子には命中しなかったが、車の窓ガラスを破って同乗していた侍従長の ていた皇太子の裕仁親王(後の昭和天皇)を、東京の虎ノ門外で、社会主義者の難波大助がステッキ仕込み式の散弾 入江為守が軽傷を負った。関東大震災後に頻発したテロ事件の一つで、復興を進めていた第二次山本内閣は引責によ
- (2) 一八七六年(明治九年)四月一二日——九六八年 た一九三三年には日本大学総長に、そして、一九四〇年 挙を指揮した。一九二九年(昭和四年)に貴族院議員となり、一九三一年(昭和六年)には東京弁護士会会長に、 の日本大学)を卒業。東京地裁判事を経て、ドイツに留学し、その後。内務省警保局長等を務め、三・一五事件の検 (昭和四三年) 六月二二日。 (昭和一五年)には大日本興亜同盟理事長に就任した。 長野県出身。日本法律学校
- (3) 前掲『治安維持法』三三―三四頁等を参照
- (4) 同三四―三五頁等を参照

5

同四八―四九頁等を参照

- 6 一八七〇年(明治二年)一二月一日——九四二年 (昭和一七年) 二月五日。長野県で生まれ、小学校助教を経て、
- を取得。一九〇三年(明治三六年)の衆議院総選挙に出馬し、当選。 八八三年 (明治一五年)、上京し、司法省法律学校を経て、 (明治三六年)の日比谷焼打ち事件の首謀者として投獄されたが、無罪となる。政友会に入り、幹事長を 東京帝国大学法科大学を卒業、 以来、当選一〇回。 日露主戦論の急先鋒となり 同年九月、代言人免許

二七年 経て、一九二〇年 (昭和二年)、田中義一内閣の鉄道大臣を歴任。一九二五年 (昭和四年)、私鉄疑獄、 (大正九年)、原敬内閣の国勢院総裁、 一九二五年 (大正一四年)、加藤高明内閣の司法大臣、 売勲事件に連座し、 九 九

三六年

(昭和一一年)、懲役二年で入獄し、

政界を引退した。

(7) 一八六六年(慶応二年)三月二一日―一九四九年 京帝国大学法科大学を卒業し、大蔵省に出仕。主税局長、大蔵事務次官を歴任し、(一九一一年(明治四四年)、 院議員。第二次桂内閣、第二次大隈内閣で、蔵相を務める。一九二四年(大正一三年)、加藤高明内閣の内相に就任 九三一年 普通選挙法の成立に尽力した。一九二六年(大正一五年)、首相となる。ロンドン海軍軍縮会議首席全権を経て、 (昭和六年、)再び首相に就任した。日米開戦に反対し、 (昭和二四年) 一一月二〇日。 開戦後は和平派の立場をとった。 島根県出身。 父は松江藩士。 貴族

2 衆議院での審議

旨説明は次のようなものであった。 会議は、 九二五年二月一八日夕、法案は第五〇帝国議会に提出され、翌一九日、 同 九日、 同法案に関する第一読会を開き、 政府の趣旨弁明を求めた。 衆議院に緊急上程された。 若槻国務大臣 (内務大臣)

露国、 我国ニ於キマシテ、無政府主義者、共産主義者其他ノ者ノ運動ガ近年著シク発展ヲ見ルニ至リマシテ、 独逸ノ革命ニ関スル過激ナル情報ハ一部ノ者ヲ刺激致シマシテ、其運動ヲ一 層深刻ニ導キタル

会運動モ漸次熾ナラントスルノ状況ニ在リマスノヲ奇貨ト致シマシテ、是等ニ對シテモ危険ナル思想行動ヲ鼓 スル者ガアリマス、 リマス、続イテ其 一部ノ者ハ外国ノ同志ト通謀シ、又ハ海外ヨリ資金ヲ仰ギ、 運 動自体モ組織的且ツ大規模ニ行ハレントスル所 、状況ニ在リマス、 過激ナル運動ヲ計画実行セ 而シテ最近各種

シテ、 険ナル マス、 会主義運動中ニ存スル、 ル結社 度ヲ根本カラ否認シテ共産主義ヲ行ハントスルガ如キ、 レタル、 皇室ヲ奉戴シテ居ル、 イデハアリマセヌ、以上ノ理由ニ依リマシテ本法案ヲ立案シタ次第デアリマスガ、 トシテハ刑法、 ニ出ヅル トデアラウト思ハレマスルシ、 者ハ各種ノ機会ヲ得ルニ至ルコトデアラウト思ハレマス、 罰則ヲ賭シテ不穏ナル行動ヲ敢行セシムルノ結果トナリ、 行動ヲ全ク取締リ得ザル場合ガアリマスノミナラズ、其罰則ヲ適用シ得ル場合ト雖モ概ネ軽キニ失シマ 加之日露 以テ運動ヲ悪化セシメ、又ハ社会主義的過激運動ト提携セシムルヤウニ努メツツアルヤウナ次第デアリ —其謀議 ノ傾向 ガ如キ事ヲ予防セントスル 我ガ立憲政體ヲ変革シテ、 ト煽動及叙上ノ犯罪ヲ醸成スベキ目的ニ出デタル金品利益ノ授受ヲ禁ジテ、 治安警察法、 ハ、益々増加スベキモノト認ムルノ外ナイノデアリマス、然ルニ是等ノ行動ニ對スル取締法規 ノ国交モ早晩回復ヲミルニ至ルコトト存ジマスガ、 帝国ノ国體ヲ変革シヤウトスルヤウナ事柄、 尚ホ重大ナル危険ト弊害トヲ尠カラシムルト同時ニ、 新聞紙法、 此間過激ナル思想ヲ有スル者等ガ帝国ノ治安ヲ紊ルノ目的ヲ以テ不穏ナル 議会否認ヲナスト云フヤウナ事ヲセントスルヤウナ事柄、 ノガ本案ノ趣旨デアルノデアリマス、 出版法等ガ存シテ居リマスケレドモ、其規定ガ不十分ニシテ、 我ガ国家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、 要スルニ各種ノ社会運動ハ漸ヲ追ウテ旺盛トナ 為二取締ノ実ヲ挙ゲルコトヲ得ザル 又明治大帝陛下ノ大御心ニ依ツテ創定セラ 其結果ハ彼我ノ来腹頻繁トナリ、 願クハ慎重ニ御審議ノ上、 一般社会ヲ戒メ、 法案ノ内容ハ、 現今ノ過激ナル社 又ハ私有財産制 不穏ナル 萬世一系ノ 過激運動 ノ憾ガナ 不法ナ 屡々危 ル コ

次のような内容であった。(9)

本案二御

協賛ヲ輿ヘラレンコトヲ切ニ希望致シマス(8

趣旨説明に対し、

多くの議員から質問が相次いだ。

質問は、

ニ出ヅル

○今大正ノ御代ニ将ニ普通選挙ヲ施行セラレ、 テ之ヲ取締ルヤウナ法規ヲ必要トスルノカ、 或ル筋ヨリ何カ交換的ニ條件ヲ附ケマシテ、已ムナク斯ウ云フ 貴族院モ改革セラレントスル際ニ、 何故ソンナニ慌テ、サウシ

法案ヲ出シタノデハ

ナイカ

ナイカ

○人類ノ向上ヲ図ルニ付テハ、思索ノ自由ヲ許シテ置カナケレバナラヌノデハナイカ

○普通選挙ヲ行フヤウニナツタ今日デアレバ、思想ハ健全ニナツタノデアルカラ、本法ハ必要デハナイノデハ

○普通選挙ヲ実行スルヤウニナツタナラバ、斯様ナ取締ノ要ラナイノデハナイカ

○今日ノ露国政府ノ共産主義ト云ツテモ、新経済政策ヲ執ツタ為ニ若干ノ私有ヲ認メテ居ルノデアルカラ、 魯ガ往来ヲ頻繁ニシタ所ガ、 政府ノ憂ウルヤウナ共産主義ノ伝播ハ無イト思フガドウカ

日

○日露ノ国交ガ回復シテカラデモ宜イノデハナイカ

○過激社会運動取締法ト治安維持法トノ違ヒハナイノデハナイカ

○無産階級ノ人達ガ本法案ノ規定ヲ誤解シテ居ルガ、誤解ヲ除去スル為ニ然ルベキ修正ガ必要デハナイカ

○此法律ヲ提出スルニ付テハ、 洵ニ危険ナル事柄ガ沢山アル、 却ツテサウ云フコトハ此公開ノ席上デ発表サレ

タ方が宜イノデハナイカ

○刑法其他 ノ法律ニ遺漏ガアツテ此法律ヲ作ルト云フナラバ、其根本ノ刑法ナリ、 治安警察法ナリニ改正 ラ加

ヘタラ宜イノデハナイカ

ル

ヤウニ思フガドウカ

○新聞紙法ノ改正ノ意見ガナイノニ、治安維持法案ノ如キ法案ヲ提出スル事ハ、考ノ上ニ於テ大ナル矛盾ガア

(33) 33

- .體」「政體」「私有財産制度ノ否認」ト云フ事ノ意味ガ明瞭デナイノデハナイカ
- ○「煽動」 ○法案ガ成立致シマスト、直ニ此法律ニ依ツテ制裁ヲ加ヘル者ガアツタカ否カ ヲ何故罰スルカ、 教唆ノ程度マデ行カナイ者ヲ何故罰スル カ
- ○本法ニ禁錮ノ外懲役ノ刑ヲ設ケタノハドウカ
- ○本法ガ成立シタ場合ニ於ケル影響トシテ、真面目ナル社会運動ガ妨グルコトガアリマセヌカ ト云フノハ 「宣伝」ト同一デハナイカ

この後、 三月三日、 法案は治安維持法案特別委員会の審議に付託された。委員会は、二月二三日、二四日、二六日、 四日、 六日と開かれた。二三日の委員会では、質疑に先立って、議事進行に関して、 中谷貞頼委

員から次のような発言があり、

注目された。

デモ質問ヲ重ネテ応答ヲ求メタイノデアリマス ……本案ニ就テ疑義ヲ質シ、国民ノ自由ニ付テ重大ナル関係ヲ有スル此案ニ付テハ、吾々ノ納得スル迄ハ何回 サウ致シマスルト院内ノ形勢ハ殆ド全部ガ本案ニ對シテ或ハ敬意ヲ表シ、或ハ反対シナイト云フヤウナ立場ニ シテ居リマシテモ、 在ルノデアリマス、 ノ伝フル 此院内ノ形勢ヲ見マスト、多数ヲ有スル輿党三派ノ支持シテ居ル政府ノ提案デアリマス、而シテ又吾々ニ情 所ニ依レバ、 而モ院外トノ形勢ハ院内ノ考ト同ジデナイノデ、吾々ハ議員ノ職責上三派ガ政府ヲ支持致 此問題ニ付テハ十分ニ質問ヲ致ス積リデアリマス、又其同志モ多数アルノデアリマス、 唯一ノ反対党タル政友本党モ此法案ニハ強テ反対デナイト云フコトヲ伺ツテ居リマス、

続い 者モ亦少ナクナイヤウニナツテ参リマシタ、 セント 近頃 て、 社会 スル者ガ少ナクナイ、 委員長の要請に基づき、 ノ状態ノ変遷ニ連レマシテ、 又無政府主義ヲ唱へ、 小川国務大臣 段 々左傾、 殊ニ露西亜帝国ノ崩壊、 (司法大臣) 共産主義ヲ唱へ、 危険ナル思想ガ発生シテ参リマシテ、 から提案理由 日の説明 が あ った。

来斯 ズ、更ニ進ンデ之ヲ実行シヤウト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、……我国ニ於テモ、 界ニ於テ自由ヲ以テ高唱サレテ居ル 常ナル 而シテ斯ル 険ナル 組織セラレタト云フ次第デアル、……今日マデ我ガ帝国ニ於テ、 ハ金品ヲ受取リ、 主義ノ運動ヲ致シテ居リマス、我ガ国内ニ於テモ不幸ニシテ、 ナショナル」ノ名ヲ以テ世界ニ向ツテ、 亦我国ニ少ナカラザル影響ヲ輿へ、 心ニ刺激ヲ輿ヘタヤウデアリマス、 般思想モ大分動揺シテ参ツテ居リマス、 ル 危険 苦痛ヲ感ジマシテ、 状態ヲ発生シテ参ツタ、此危険ハ国家ノ為ニ、社会ノ為ニ防衛シナケレバナラヌ、又之ヲ防衛シテ、 コトノ絶滅ヲ期シナケレバナラヌ次第デアル、 ノ発生ノナイヤウニ、致サナケレバナラヌ、既ニ生ジタルモノニ對シテハ、 彼等ト共ニ彼等ノ計画ニ参輿ヲ致シテ、 何レ ノ国ニ 所 殊ニ国内ニ於ケル経済事情、 欧羅巴、 於テモ、 ノ亜米利 非常ナ熱心、 加フルニ露西亜ノ今日ノ労農政府ハ、 亜米利加等ニ於ケル左傾思想、 相當峻厳ナル法律ヲ以テ之ニ臨ン 加合衆国 非常ナ力ヲ盡シ、又少カラザル金ヲ使ツテ組織 如キ、 外国等ニ於テモ此共産主義、 我ガ帝国内ニ向 此露西亜ノ「ボルセービキ」 二十一年ト云フガ如キ、 類例ナキ、 其他一般社会事情ノ変遷ニ伴ヒマシテ、 更ニ進ンデ、是ガ実行ニ着手セ 独逸帝国ノ崩壊等ハ、 |ツテ此主義思想ヲ宣伝スル 想像ダモ出来ナカツ 無政府主義、 ・デ居ル 御承知ノ通リ第三「イン 厳重ナル処罰ヲ致 無政府主義ノ為ニハ ノデアリ 国法上、 懲役ノ重刑ヲ課シテ、 共産主義等ノ思想モ 共産党ナルモノガ 餘程我ガ国 輩ト相通ジ、 ·マス、 タ所 一ノ秩 的二 ント 序 ノ最 ノミナラ ヲ 共産 シテ ・スル 壊 或 乱

是ガ防

過ヲ図ツテ居ルト云フ次第デアリマス、

勿論、

共産主義、

無政府主義等ト云フモノハ……

· 我国

|三於

テ発

ゲル テモ出 コト 生スル 少シモ心配スル 様ガアルヤウデアリマス、 ヨリシテ打壊サウト云フコトノ実行ニ着手セムトスル者ガ出来テ居ルノニ、之ヲ取締ラヌト云フコトハドウシ スルト云フ點ヨリシテ、 必要ガナイト云フコトハ、 シテ彼等ノ蒙ヲ啓キ、 徳上ノ精神的方面ヨリシテー般国民ノ道義心ヲ高メル、又知識ノ上ヨリシテ斯ル浅薄ナル人類ノ共同作用 ……彼ハ共産主義ノ為ニ斯様ナコトヲ……ヤツタト言ッテ居ル、是デモ我国ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ取 所 無論足レリ 来ナイコトデアリマス、 勿論デアリマス、 モノトハ私共考へテ居リマセヌ、又斯ル思想ノ発生並ニ発達ニ付テハ、 而シテ犯罪ト云フモノヲ取締ラナケレバナラヌノデアリマス、 実行 必要ハナイト思フ、 ノ出来ナイ トハ致サヌノデアリマス、或ハ経済上ヨリ致シテ、 而シテ彼等ヲシテ反省セシメテ、サウシテ根本ヨリシテ是ガ絶滅ヲ図ラナケレバナラヌ 力ヲ盡スベキコトハ勿論デアリマスケレドモ、 ……併シナガラ今日ハ既二遺憾ナガラ事ガ発生シテ参ツタ、 是ハ能ク此法律ヲ見テ條文ヲ能ク読ミ、 私共ニハ 人類ニ不幸ヲ輿ヘルヤウナ事柄ハ宜シクナイト云フコトヲ、 又此法律ニ付テ……最近労働者ノー ……進ンデ是ガ実行ヲスル 想像ガ出来ヌト思フガ故ニ、 ダ 道徳精神的 ケノ者ヲ罰ス 其精神ノ存ル 国民一般ノ生活ヲ向 部或ハ新聞 ……国家ノ根本ヲ破壊シ、 国家トシテハ之ニ相當ナル所 方面 独リ法律ヲ以テ、 ル 社 所ヲ考ヘラレマシタナラ ノ ト云フノデリ 而シテ……大逆事件 部等ニ於テ反対ヲス 或ハ国民 知 上セシムル、 識 ノ上カラ之ヲ マスカラ、 ノ生活ヲ豊富 之ニ臨ム 社会ヲ根底 或 ハ ノ法律 ラ妨 又道 世 ノ如

..

ル

この説明に対し、 質問の通告が多数あった。 谷原 公委員の質問は次のようなものであった。

對シテ千遍 此法文ハ少シドウモ法文トシテ示スベキ覇絆ガ廣過ギハシナイカ、 一律ノ取締ヲセントスル結果、 此憲法政治ノ発達ノ基礎トナルベキ制度ソレ自体ノ発達ヲ阻害スル ……政府 ハ社会主義ト云フヤウナモノニ

ヤウナ結果ヲ生出シハシナイカ

有トカニスル、斯ウ云フヤウナコトヲ帝国議会ヲ通ジテ合理的 トシテ居ルノデアリマセウ、 共産主義ト云フ意味モ漠然トシテ居ルノデアリマセウ、或ハ又本法ノ私有財産制度ノ否認ト云フコトモ漠然 ……現在ノ露国ノヤウニ生産機関ハ全部国有或ハ (ママ)ニ之ヲ実行スルト云フ場合デモ、 其他ノ公共団体、 即チ公営、

ジガ浮ブノデアル 題ヲ持出スカモ分ラナイ、 面選挙権ヲ拡張スル、 其結果ハ無産政党ト云フモノガ現ハレル、 ソレデ豫メ之ニ依ツテ束縛スルノデアル、 サウシテ生産機関ノ公営ト云フヤウナ問 即チ右ニ輿ヘテ左ニ奪ハントスル如キ感

ニ於テハーツノ違反事項トシテ含ムノデアリマスカ

テ宜シイノデアリマスカ (3) 議会主義ニ依ル所ノ此生産機関ノ公営ノ如キハ、本法ニ於テ決シテ干渉スベキ目的デハナイト、 斯ウ判断シ

者デアリマス」として、次のように法案を批判したからである。 一三日の質疑で最も注目されたのは、 本田義成委員によるものであった。「私ハ此法律ニハ徹底徹尾反対スル(4)

37 (37)

法律デバ 前ニ過激社会運動取締法ノ葬ラレタノチニ、ソレニ對シテ相當ニ善處サレテ居ツタカドウカ カリ處分ヲシテ、此善良ニ導クト云フ、善處スルト云フ機関ガ缺ケテ居リハシナイカ

持法ハ漠然トシテ居ツテ、大切ナ點ガ明瞭ヲ缺イテ居ル…… 刑罰 ハ内容モ形式モ明瞭ニナツテ居ナケレバナラヌ、且ツ統一サレテ居ナケレバナラヌニ、本法ハ―治安維

ドウ云フ譯デ斯ウ云フ字ヲ使ヒマスカ、……共産主義、 ゴザイマスカラ、本法ヲ一ツ撤回シテ、 ツテ、此法律ヲ提案シナケレバ普選ガイカヌト云フヤウナコトデ、私ハ此案ガ出タモノト考ヘテ居ル、 ル文字ヲ使ツテ斯ウ云フ重大ナ法律ヲ設ケルト云フコトハ、吾々ハ到底賛成スルコトガ出来ナイ 此法律ヲ出サズシテ、 煽動ト云フ字ヲ使フト是ガ悪用サレルコトニナル、色々ノ方法デ此煽動ト云フ字ガ悪用サレ ·····斯ウ云フヤウナ文字ヲ使用シテ居ルコトガ将来ニ禍根ヲ胎ス一大病根デアルト思フ、 何故二前ノ法律ヲ改正スルコトヲシナカツタカ、 前ノ法律ヲ改正シテ取締ルコトガ出来ルカ出来ヌカト云フコトヲ私 無産主義ト云フ風ニセラレナカツタ理由ヲ伺ヒタイ ……是ハ政府ハ或ル枢密院 ルト思ヒマスガ、 ……不明確ナ ソレデ

された。「憲法ヲ改正サレント云フコトハ憲法自体ガ認メテ居ル……其中ニ政體ノ変更ト云フモノハ這入ラナイ カドウカ」等という質問に対する小川大臣の答弁は次のようなものであった。 一四日の質疑では、「政體ノ変革」「私有財産制度ノ否認」と憲法改正との関係が杉浦武雄委員によって問題と

何 ヒ タイ 15

国民ノ代表ト共ニ政治ヲ為サレル、 斯ウ云フ大御心カラ憲法ガ出来タノデアル、即チ日本ノ立憲君主政體 なお、

同日の委員会では、

法案に賛成する立場から、「露西亜

ノ共産党ト此法律ノ内容トノ関係如

何、

すなわ

甚ダ恐ルベキモノデアルカラ、之ヲ罰シナケレバナラヌト云フコトニナツタノデアリマス (fc) ト云フコトダケ打壊サウト云フコトダケヲ主張シテ、之ヲ実行シヤウト……云フ運動ガ始ツテ来テ居ル、 マス、……国體 云フモノノ根本ハ此處ニ在ルト思フ、 ノコトマデ言及セズシテ、単二此議会政治ヲ否認シテ打壊サウ、 之ヲ壊サウト云フコトハ洵ニ危険デアル、 国民ノ代表ヲ以テ政治ヲスル 之ガ本法ノ立案 ノ趣意デアリ

私有財産制度ヲ否認スルト云フ意味ハ」という質問に対しても、 小川大臣から次のように答弁された。

スカラ差支ナイ、唯々此法律デ罰シヤウト云フノハ、根本カラ私有財産制度ヲ否認スルモノデアリマス(汀 トハ些トモ差支ナイ、……国家社会主義ノ如キモノモアルデアリマセウガ、是モ亦所有権ヲ認メルノデアリマ テ之ニ相當ノ賠償ヲヤツテ、サウシテ之ヲ公有ニスルトカ、国営ニスルトカ、 デアレバ、是ハ私有財産制度ノ否認デアリマスカラ、之ニ触レル、併シナガラ所有権即チ私有財産制度ヲ認メ 生産機関ノ公営デモ、 私有財産制度ヲ変更スルトカ、或ハ所有権ヲ制限ヲ加フルト云フコトハ少シモ差支ナイノデアリマス、…… 私有財産制度ヲ根本カラ否認スル考ヲ以テ所有権ト云フモノヲ没収シテシマフト云フ考 或ハ其他ノ機関ニ移スト云フコ

テ居リマスカ」等の質問が青木精一委員からあり、 ち、「露西亜ノ宣伝法ハ」、「朝鮮ニ於ケル過激派ノ宣伝ノ模様等ハ」、「日本ノ農民組合及農民運動ト共産党ト萬 一二脈略ガアルヤウナコトガアルナラバ甚ダ憂慮ニ堪へナイノデアリマス、 政府當局デハ之ヲ如 何二御

これを奇貨として、治安維持法を制定する必要性が幣原喜重

れているからである。

郎国務大臣 行法ヲ出シタノデアルカ」という質問に対して、山岡萬之助政府委員(司法省刑事局長)から次のように答弁さ た。「政府ハ何故刑法ヲ改正セズシテ、斯ウ云フ単行法ヲ出シタノデアリマスカ、……過度法トシテ斯ウ云フ単 一六日の委員会では、原夫次郎委員、星島二郎委員から発言があった。原委員と政府委員との質疑も注目され(থ) (外務大臣)(19) や政府委員から縷々、説かれた。 (18)

如キモノニ纏メテ規定スルヲ最モ適当ナリト信ジマシタ(ミロ)案ノ規定スル所ハ公益ニ直接デナクシテ、即チ公益ノ侵害ヲ予防スル、斯ウ云フコトガ刑法カラ引離シテ斯 コトハ刑法ノ本質デナイノデアリマシテ、常ニ刑法ハ公益ノ侵害ト云フコトヲ前提ト致ス譯デアリマスガ、此 刑法ノ規定ハ公益ヲ直接ニ侵害スル、斯ウ云フモノガ刑法ノ実質デアリマス、 単純ナル危険ヲ罰スルト云フ

若槻大臣から次のように答弁されている点も興味深 原からの「枢密院デ何カ御約束若クハ行懸リ等ガアル為デアルト云フコトナラバ」という質問に関わって、

関係ノナイ事デアリマス(22 持法ノ制定ナルモノハ、普通選挙ノ実行トハ何等関係ハナイノデアル、……選挙法ヲ改正スル事柄トハ何等 云フヤウナ意味ガアツタトシテモ、ソレハ枢密院ノ意見デアリマス政府ノ関スル限デハナイ、 ニ枢密院 ノ上奏ノ中ニ普通選挙ト云フモノヲ実行スルト共ニ、何等カノ取締規定ヲ設クル必要ガアル 政府ハ治安維

臣から、 答弁されている。しかし、他方で、次のように答弁されている点には注意が必要であろう。 其実行ヲ煽動シタト云フコトニナラヌヤウニ思フマスカラ、此法律ニ当ラヌト私ハ御答シタノデアリマス」と ハ別段秘密結社トハ認メナイ、斯様ニ解釈シテ宜シイノデスカ」というものであった。これに対して、若槻大(፡፡3) マ)勢力ガナクテ、理想ノ社会ニ住ミタイト云フコトヲ熱心ニ考ヘテ居ル宗教団体ヤ思想団体ガアツテモ、是 し、星島の問題意識は、「日本ノ皇室ヲ中心ニシテ、サウシテ御互ニ煩ハシイ所ノ社會ノ一大支配権テフ 他方、星島からは、 「御質問ニナツタヤウナノハ、ドウモ其為ニ結社ヲ組織シタトカ、或ハ其実行ヲ協議シタトカ、或ハ 無政府主義、 共産主義の定義と治安維持法の適用範囲との関係が質問されている。

モ極ク俗解リニナルヤウニ説明スルト云フト、上ノ方ハ無政府主義、下ノ法ハ共産主義ト云フ意味デアリマス 政體ヲ変革スル、私有財産ヲ否認スルト云フ言葉ヲ用ヰナケレバナラヌノデ、本法ノ如ク致シテアル、ケレド 法文トシテハ無政府主義ハイケヌ、共産主義ハイケヌト書イタノデハ言葉ガ明確デナイ、故ニ、国體若クハ

第一条ノ文字ハ斯ウ見ル次第デアリマス(山岡政府委員(25 カシイノデアル、……縮メテ申上ゲマスレバ、無政府主義、 タ所デ、ソレデハ実質ハ決シテ現ハレヌノデアリマス、裁判官ガ之ヲ適用シナイ(ママ)トシテモ、是ハムヅ 殊二共産主義ニナレバ一層学者ニ依ツテ変ツテ居リマス、此故ニ法文ニ唯無政府主義、 共産主義ノ中最モ極端ノモノヲ之ニ依ツテ罰スル、 共産主義ト書ヒテ見

これによれば、 治安維持法については、立案当局によって、拡大解釈の可能性が始めから想定されていたとい

えようか。

すなわち、

けに適用ということになる。 員の答弁にみられるように、 いる。そうなると、法の運用に当っては、その適用範囲を「極端」に限らず、他の無政府主義、 のは、そもそも無政府主義、 すべての無政府主義、共産主義に適用するのは困難であって、その中の 共産主義を厳しく取り締まるためである。現に司法大臣も内務大臣もそう答弁して しかし、「国體若クハ政體ノ変革」や「私有財産制度ノ否認」という言葉を用いた 共産主義に対し

「国體若クハ政體ノ変革」や「私有財産制度ノ否認」という言葉を用いた。この法文を厳密に解すれば、政府委

無政府主義、共産主義と法文に書くと、意味が多義的なために適用が困難となる。そこで、

42

(42)

ても拡大する必要がある。こういうことになるからである。

答弁ハ法理上遺憾ナガラ誤リデアルト云フコトヲ断言出来マス」と直ちに反論されている。 云ハレタノデアリマス、 田 對スル答弁」については、大臣と政府委員の間に撞着があるように思われるので、この点について説明を求めた いという委員長からの要請を受けて、冒頭で、政府委員から、齟齬はない旨の弁明がなされた。ただし、その弁 |米蔵委員長から、「政府委員ハ只今院外ニ於テ吾々政党事務所ニ於テ上奏準備ヲスルコトハ犯罪行為デアルト の中で、「議院外ニ於テ憲法ヲ変更スルコトハ絶対ニ出来ナイコトデアリマス」という発言があったので、 一七日の委員会では、「議会ヲ通シテ為シタル合法性ノ根本的否認ハ、果シテ責任アリヤ、否ヤト云フ質問 私ハ斯ノ如キ問題ハ正当ノ業務ノ範囲ニ当然包含セラルベキモノデアツテ、 政府委員

対して、治安維持法と研究の自由に関わって、次のような質問がなされた。 星島委員、 原委員、 横山委員、 山崎達之輔委員から質問が出された。 星島委員からは文部政務次官に

私 ハ思想ハ勿論自由デナケレバナラヌ、 研究モ勿論自由デナケレバナラヌ、 而シテ国家ハ命令ヲ以テ学者ニ

文部

當局

此點ニ付テ御意見ヲ承リタイ (82) トニ付キマシテ、学者ハ非常ナ威圧ヲ感ジテ、 イカヌト云フノデ、 居ル、文部當局ハ―殊ニ最近ノ実例デハ社会科学ノ研究ヲセシメズ、殊ニ集団的、 テ居ル、 結果ニナラナイカ、 岡田文相ハ非常ナ圧迫政策ヲ執ツタト云フコトヲ耳ニシテ居リマスガ、 ヲ聞クコトガ少ナイノデアリマス、ドフ云フ現象デアルカト云フコトヲ探ツテ見ルト、 ヤラレテ居ル、 研究ヲ命ジテ居ル、 一此前 為二学者其他 、過激法案ノ出マシタ時ハ学者ハ非常ナ議論ヲ致シタ、今回ノ此法案ニ對シテハ一向学者トシテノ意見 ソレガ進ンデ本法ニ触レル虞ガナイカ、本法制定ノ為ニ却テ其研究ヲ阻害スル虞ハナイカ、 而シテ其研究ノ結果結論ニ達シマシテ、之ヲ発表シタ場合ニ、今迄ニ於テハ新聞紙法デ度々 高等学校 ……此治安維持法案ハ前回ノ過激法案ガ出タ時ヨリモ、 ノ人ガ非常ニ心配シマシテ、 ノ校長ヲ通ジマシテ、 研究ノ自由 之ニ圧迫威嚇シテ居ル 他 ノ問ニ對シマシテモ一向ニ答へナイト云フ現象ガ現 其発表サヘモ控ヘテ居ルト云フヤウナ事実モアル 斯 ノデアル、 ノ如キコトハ学問 或ル意味ニ於テ非常ナ威圧ヲ感ジ 相互的ニスルコト 殊ニ今回 餘程虞レテ居ル、 ブ自 此法案ガ I由ヲ阻· ハ絶対ニ 出 シテ [スル 現 コ

これ に対して、 鈴置倉次郎文部政務次官から、 次のような答弁がなされた。

ノ考ト致シマシテハ、元来学生ハ研究ノ自由ヲ有スベ

キモノデナイ斯ウ考へテ居リマス、……不必

煽動等ノ秩序ノ紊乱ノ場合ハ、 ヲ社会ニ発表シタナラバ、 要ナル、 若クハ危険ナル研究ハ之ヲ停止スルガ当然デアルト考へテ居ルノデアリマス、……教師ガ研 其結果ガドウナル 他ノ方法ニ依ツテ制裁ヲ受ケルノデアリマスガ、 カト云フコトハ、是ハ文部當局ノ 図リ知ル所デハ 此研究ト云フモノハ大学程度 ナ イ 縦令是ガ 究ノ結果

於キマシテハ、之ヲ停止スルト云フコトガ当然ノ措置ト考ヘテ居リマスガ、是ダケノコトヲ御答致シマス(⑵)ノ人ガ研究スルト云フコトハ別ニ差支ナイノデアリマス、……若シ研究ノ結果是ガ危険ナリト認ムベキ場合ニ

動と治安維持法の適用如何についても、星島委員から次のような質問が出された。 治安維持法案が早速、その威力を学者等に対して発揮したことがうかがい知れよう。 普通選挙通過後の政党活

外ノ運動ニ對シテハ、矢張本法ニ於テ罰セラレル……モノト承知致シテ宜シウゴザイマスカ(図)……サウ云フモノヲ要求スルヤウナモノヲ堂々ト掲ゲマシテ、而モ合法的ニ議会ヲ通シテヤルト云フヤウナ院 綱ガ起ルカモ知レナイ、……憲法ノ改正ヲ促ス、或ハ其結果私有財産制度、或ハ政體ノ変革マデ行カヌ変更、 ル新政党ヲ吾々ハ予想シナケレバナラヌ、サウ云フ政党デ新ニ掲グル政綱ハ、憲法ノ改正ヲ要求スルヤウナ政 政綱ノートシマシテ、憲法改正ニ触レルヤウナ問題ヲ掲ゲタ場合、 殊二此普選通過後二於キマシテ生レテ来

テハ認メル譯ニ行カヌノデアリマス」等と答弁された。 これに対して、 山岡政府委員からは、「憲法ノ基礎ヲ変革スルト云フ政綱ヲ掲ゲルト云フコトハ、

シテ、苟モ其範囲ヲ拡ゲルト云フヤウナコトヲ断ジテヤラナイ考デアリマス」と答弁された。ただし、この答弁リマス、斯様ナ法律ハ餘程其適用ヲ慎マナケレバナラヌノデ、政府トシテハ出来ルダケ其適用ニ当ッテハ注意ヲ 小川大臣から、「此法律ヲ厳重ニ施行サレルト、両国ノ交際ノ妨ニナルト云フコトガ御尤ナ御気遣ヒト考ヘテ居 治安維持法を厳重に施行すると日露国交回復後の交通の妨げにならないかという星島委員の質問に対しても、 日本帝

国ト云フコトデアルト承知致シテ宜シイノデアリマスカ、

ソレカラ次ニ政體ト云フノハ

此統治権ヲ行フ ト云フモノ

力、

::

玉 體

ハ大

次二国體ト政

體卜

ノ /区別

ハ、ドウ云フコトニ標準ヲ置イテ居ラル、考デアル

にも関わらず、 当初から拡大適用が想定されていたことは前述した通りである。

多数ノ幸福ノ為ニ此法律ヲ出シタ次第デアル」等と答弁された。此ノ法律ニ依テ戒メルダラウト思フ、……極メテ少数ナ不心得ノ者ノ為ニハ却テ憤激サレルカ知レヌガ、……大 化セシメ、 斯ウ云フ法案ヲ出スコトニ依ツテ此法律 極端ナル結果ニナリハシナイカ」という星島委員の質問に対しても、 ノ目的ヲ達セラレナイデ、……犯罪ヲ促シ、サウシテ却テ思想ヲ悪 小川大臣から、 . 「大多数ノ人ハ

原委員から先ずなされた質問は、 濫用の危険性に関するものであった。

ニ示サナイ 條ト云フモノ、 デアリマス、 我国ノ警察ノ今日ノ有様デ、斯ウ云フ重大ナル法律ヲ武器トシテ興フルコトハ、甚ダ危険ナヤウニ感ズル 本法案ノ如キハマルデ幽霊ノヤウナモノデアル、……斯ウ段々ト説明ガ変ツテ参ル、是等ヲ以テシテモ ……政府當局ニ於テハ此法案ヲ以テ十分ニ取締リ得ルト云フコトノ確信ガアルノデアリ 輪郭ガ分ラナイ、 極メテ漠タル規定デアル、……何故不法ナ結社ヲ罰スルゾト云フコトヲ国民 ,マス 力

判官ノ認定、 ―三権分立シテ行フ所 第二条ニ規定シテアル 警察官ノ検挙ノ模様方針等ニ依ツテ非常ニ是ハ拡大スル規定デアル(¾)枕定シテアル「協議」ノ點デアリマスガ、……ドウ云フ事ガ協議ト見ラル ノ政體ヲ云フト、 斯ウ云フコトニ諒承シテ宜シイデアリ Ź ス 力 カト云フコト 是 裁

(45) 45

このような質問に対する答弁は、次のようなものであった。

成功ヲ確信シテヤルコトデアリマス

警察ニ多少ノ遺憾ナ點ガアルヤウデアル

ガ、

此法律、

ノ必要ヲ感ジテ出シタ以上、

無論政府トシテモ其仕事ノ

アリマス、……又私有財産制度ヲ変更スルト云フコトニ相成レバ非常ニ広クナル、所ガ否認ト云フコトニナル 変革スルト云フコトガ書イテアル以上、 変革ト云フコトハソコマデ行カナケレバ含メナイ意味 ボデ書 ロイタ

ト……事重大デアル、 |體ハ憲法第一条ヲ基礎トシテ「萬世一系ノ天皇之ヲ統治スル」此事ハ歴史ノ事実デゴザイマス、…… ソレハ否認ト云フ字デ現レルト云フコトヲ特ニ申上ゲタ積リデアリマス

アリマス、……其點ヲ失ヘバ今日ノ政體ト云フモノハ根底カラ変更サレタノデアル、……貴族院ヲ無クスルノ ノ今日ノ立憲政治ト云フコトハ、代議政體ヲ基礎トシテ、 ソレガ政體デアルト云フコトヲ特ニ申上ゲタイノデ

政體ノ変更ニナラナイ

無制限ニ伸ビルト云フコトハナイト思ヒマス(35) 依ツテ無闇ニ広ク伸ビルト云フコトハナカラウト思ヒマス、……次ニ「協議」ト云フコトデアリマスガ、 (「目的」ヲ―引用者) 裁判ニ依ツテ認メナケレバナラヌト云フコトハ、御承知ノ通リデアリマス、ソレニ

ウナ事 疑問は当らない式の強気の答弁が目立った。原委員からは本法の刑罰についても、「結社、 ・・・・・世界中デ始メテノ重イ立法例デアルト思フノデアリマス、・・・・・政府當局ハ何ノ必要ガアツテ斯ウ云 ・柄ヲ罰スル ノニ、 懲役十年ノ刑ヲ規定スルト云フ法律ハ、 世界各国ノ立法例ヲ見テモ、 協議、 斯ウ云フ立法例

法ノ現行ノ規定ト照合シテ、敢テ不都合ガ無イノデアリマス、……仏蘭西ノ如キ自由ヲ尊重致シマス国ニ於テス フ重イ刑ヲ科スルノデアルカ」という質問がなされている。しかし、これに対する答弁も、「十年ト云フノハ刑(36) コトハ考ヘラレナイト思ヒマス」というものであった。 無政府主義取締ニ付テハ……二十年以下ノ刑罰ヲ定メテ居リマス、……決シテ是ガ不当ナ刑罰デアルト云フ

と刑法総則の教唆罪の関係如何、 質問の最後は山崎達之輔委員で、「本法ノ趣旨其他ニ付テ、過日来ノ応答ニ依ツテ大體諒承致シマシタ」とい(3) 次に質問に立ったのは横山委員であった。横山委員からは、議員の院外活動と本法の適用如何、 治安維持令と本法の関係如何等の問題が質問された。 本法の煽動罪

うことを断った上で、次のような質問がなされた。

テ政府ノ御趣意ヲ現ハスニ適当デハナイカ、……「協議」ト云フ言葉……、是ハ寧ロ刑法第七十七條ニアリマ ス…… | ハ稍々適切ヲ欠クノ憾ガアリマス、……寧ロ「廃否」スルト云フ文字ヲ御使ヒニナルコトガ出来マスレバ、却 本法第一條ニ於テ此「政體ノ変革」ト云フ文字ヲ強テ御使ヒニナル必要ガアルカ、……「否認」ト云フ文字 **"謀議」ト云フヤウナ文字ヲ御使ヒニナル方ガ適切デハナイカ、……「国體」ト云フ文字ヲ使フコトハ、**

出来得ベクンバ、是ハ避ケル方ガ宜クハナイカト云フヤウナ感ジガ致スノデアリマス……(40)

ス」としつつも、 これに対して、 小川大臣及び山岡政府委員等からは、「矢張政體ト云フ字ヲ存シテ置キタイト云フ考デアリマ 「唯今ノ御説ハ能ク承ツテ考慮ニ置クコトニ致シタイト思ヒマス」などのリップサービス

答弁があった。落とし所を探る質疑という意味も有していた。後述するように、第一条に「政體ノ変革」を削除 (47)47

三月三日の委員会では、山枡儀重委員、吉田眞策委員、清瀬一郎委員、清水留三郎委員、祷苗代委員から、(42) (43) (43) (44) (45) するという修正を加えるという妥協の下に法案は衆議院を通過したからである。 質問がなされた。

ニ處セラレルトイフコトニナツテ居リマスガ、此點ヲ御説明願ヒタイト思ヒマス」などというものであった。こ(46) ケテ死刑ニ處セラルベキデアル、然ルニ本條(治安維持法第一條—引用者)ニ依リマスト、十年ノ懲役又ハ禁錮 れに対して、小川大臣及び山岡政府委員から、不敬罪と治安維持法の罪の関係が縷々、説明された。 ハ不可能デアリマス、天皇及皇族ニ危害ヲ加ヘントシテ結社スル場合ニ於テハ、是ハ刑法第七十三條ノ適用ヲ受 そのうち、山枡委員の質問は、先ず、「国体ノ変革ト云フ事ハ……天皇及皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘナケレ バル是

是ハ理想デハナイ、現今ノ社会制度ヲ破壊スルト云フコトニナリマス」というものであった。政府によれば(&) モノデアリマスカ」等というものであった。これに対する山岡の答弁は、「今日現実ニ之ヲ行ハントスルナラバ ヲ作ツテ、盛ンニ日本国内ニ運動ヲ始メタトスレバ、此人間最高ノ理想カラ出発シタ所ノ運動ハ、本法ニ触レル 社会ニ目醒メテ、本當ニ純化サレタル佛ノ心持ヲ持ツヤウニ、教育的、宗教的ニ奮闘努力スルト云フ為メニ結社 るとされていることに注意が必要であろう。 ·私有財産制度ノ否認」を実行すれば、たとえ共産党およびその支援組織等でなくても治安維持法が適用され得 私有財産制度ノ否認」についても山枡から質問されているが、その内容は、「出来ルダケ眞ニ自己ニ目醒

ニナル御積リデアルカドウカ」という質問に対しても、(鉛) ノ権利ダケヲ行使スル目的ヲ以テ、茲ニ共産主義者ノ政党ガ組織サレタト致シマスルナラバ、之ヲ政府ハ 山枡からの、「日本ノ議会ノ中ニサウ云フ私有財産制度ヲ否認スル所ノ、サウシテ其現実ノ状態ニ於テハ上奏 山岡から「私有財産ノ制度ノ根本ヲ否定スル所ノ政党ト

各

という、これまで述べられてきた適用基準はここでは無視されている。 本法ニ於テ斯ノ如キモノ、存在ハ許スベカラザルモノト思ヒマス」等と答弁されている。院内活動か院外活動か体法二於テ斯ノ如キモノ、存在ハ許スベカラザルモノト思ヒマス」等と答弁されている。院内活動か院外活動か 云フモノハ、警察関係ニ於テ公認スベキ政党ニナルトハ思ハヌノデアリマスガ、又假ニ警察関係ガ認許シテモ、

大幸福ヲ増進致シテ行ク方針デアリマス」等と答弁されている。 二於テ産業政策ニ於テ総テノ方面カラ、成ベク有産階級ト無産階級トヲ融和セシメ、サウシテ上下挙ツテ強固 省ノ当局トシテ、 ル社会ヲ組織シ、 ノ変革ヲ叫ビタル者ヲ重刑ヲ以テ縛ツテ行カウ、斯ウ云フコトダケヲシテ居ラレルノデアリマスガ、 - 無産者ガ或ル要求ヲシテモ、ソレニハ何等手ヲ付ケズニ居リナガラ、其為ニ不平ヲ懐イテ或種ノ社会ノ組織 強固ナル国家ヲ造リ、決シテ極端ニ走ルヤウナコトノナイヤウニ致シ、是デ以テ最大多数ノ最 如何ニ御処置ニナル御積リデアルカ」という質問に対して、農商務政務次官から、「思想政策 ……農商務 ナ

対ガ私ハアリハセヌカト思フ」というものであった。 解ガアリハセヌカト思ヒマス、尚亦「煽動」ト云フ文字ガアル為ニ、玉石混交ノ虞ガアルト云フ意味ニ於テモ反 其原因ニ付テ内務省ノ御観察ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス」というものであった。この質問に対する答弁は 是ハドウ云フ原因ニ基イテ揚ツタカ云フコトヲ御調査ニナツタコトガアリマスカ、 ルノデハナイカト思フ、併シ……純真ナル労働運動ヲ阻止スルト云フ考ハ更ニ無イノデアリアス、其點ニ多少誤 「恐ラク労働運動ナドヲセラレテ居ル所ノ人ガ、此法律ガ出来レバ其運動ニ害ガアルト云フ風ニ考へテ居ラル 吉田委員の質問は、先ず、「治安維持法ガ議会ニ出ルヤ、全国ニ多数ノ反対ノ声ガ揚ツテ来タノデアリマス、 又御調査ニナツタトスレバ

思想ノ取締ハ思想ヲ以テ取締ルベキモノデアツテ、此思想ニ基イテ思想ヲ善導スルガ理想デアラウト考ヘル

マスカ

トニ付テハ、是マデノ思想取締或ハ善導等方面ニ於テ欠陥ガアツタノデハナイカト思ヒマスガ、 ノデアリマス、サウ致シマスルト今日ノ場合此法律案ヲ出サナケレバナラヌヤウナ立場ニ至ラシメタト云フコ 如何デゴザイ

スカ (55) 現時思想ノ善導ニ基テ政府ノ政策、現時思想ノ善導ニ基テ政府ノ政策、 並ニ将来ニ於テドウ云フ政策ヲ以テ臨マレル御計画ガアル ・イマ

ヲ破壊スルト云フ意味(ノ方ガ―引用者)……吾々モ疑義ガナクナツテ非常ニ明白トナルガ如何デゴザイマスカ」 ケレバナラヌコト、思ヒマス」「各省ニ於テ相当考慮シテ居ルコト、思ヒマス」等と答弁されている。 このような吉田委員からの質問に対しても、「此法律ガ出来マシテモ、 解釈論上の疑義が示されている。一つは「政體ノ変革」ということに関わるが、「民選議員制度 思想ノ善導ニ付テハ固ヨリ十分盡サナ

れた。第三条の「煽動」についても、「宣伝」との関係如何に関わって、「事件ノ起キタ場合ニ於テ、多クハ宣伝 というものであった。第三条ノ「協議」についても、「相手方ガソレハ考へモノダ、翌日ニナツテ其協議ヲスル、 アルカ、或ハ否認ノ程度ニ於テ之ヲ止メルノデアルカト云フコトガ少シ疑問デアリマスガ、如何デアリマスカ」 とであった。もう一つは、第一条第二項の罪に関わって、「前條ノ第一項ノ目的ト云フノハ結社マデヲ含ムノデ 場合ニ於テハ賠償ニ拘ハラズ是ハ国有ニ為スコトヲ得ル」という憲法第二七条と矛盾するのではないかというこ 否認」に該当するかどうかを判断するに当たって規準としてきた「賠償の有無」(賠償論)というのは、「公益ノ というものであった。もう一つは「私有財産制度ノ否認」に関わる。政府がこれまで答弁で、「私有財産制度ノ ……其際ニ前日ニ於テ相談ヲ受ケタカラ直ニ 『協議』ト云ヘルノデアルカ、是モ含マレルノデアルカ」が質問さ

府ノ方デハ

議院サ

ヘアレバ、

議員

ノ職能ハ多ク眼中ニ置クニ足ラヌト云フノデアリマスカ、

た。

タイノデアリマス」と答弁されている。 (5)御質問デアリマス、其點ハ政府ニ於テハ十分ナル―今後ニ於テ此法文ノ趣旨ヲ徹底シテ些ノ遺算ナキコトヲ期シ御質問デアリマス、其點ハ政府ニ於テハ十分ナル―今後ニ於テ此法文ノ趣旨ヲ徹底シテ些ノ遺算ナキコトヲ期シ 府ハ此點ハ大丈夫ダト云フノデアリマスカ」と質問されている。この質問については、 過ギナイモノガ、 煽動ト実際ノ認定ヲ受ケルダラウト私ハ其點ニ関シテ杞憂ヲ懐イテ居ルノデアリマ 山岡 の方から、 スガ、 一御尤ナ 政

る。 サレテ居ルアリマス、……今モ変ツテ居リマセヌ」というのが政府委員の答弁で、(59) と質問されている。「法案ノ精神ヲ破壊シナイ所ノ修正ニハ政府ハ之ニ応ズルト云フコトハ、司法大臣カラ声明 政府ハ政府ノ意見ノ範囲ナラバ、此修正ニ応ズルコトハ吝ナラザル御意見デアリマセウカドウデアリマセウカ. (88 法案の修正についても、 六日の委員会での議案採決に先立つ討議でも法案撤回論を展開したが、三日の質問は次のようなものであっ 方、 清瀬委員からの質問は、 吉田から、「後程ニ於キマシテ私カラ修正意見ヲ提出致シテ見タイノデアリ この三月三日の委員会の外、 三月四日の委員会、 落とし所が模索され 六日の委員会でも行われ てい マスガ、 てい

憾ナ事ト思ヒマス、……立憲政治ガ却ツテ此立法ニ依ツテ制限サレルト云フ結果ニ相成リハシマ 重要ナル議員 ノ上奏権ノ行使ニ付テ、苟モ不便ヲ来スヤウナ制限ヲスルト云フコトハ、立憲政治 ノ上ニ於テ遺

言葉ノ上ニハ衆議院ヲ尊重シナケレバナラヌコトノヤウデアルケレドモ、其内容ハ議員ノ立法、 政党ノ結社 二拘 ,東ヲ加 ヘテ居ルカラ、 ……我国 ノ立憲制ニ害ノアルモノト、 吾々ハ代議士ノ立場トシテ痛 代議士

切ニ考ヘルカラ之ヲ更メテ(ママ)

何フノデアリマス

是ナドハ此法案ノ中ニ這入ラナイト説明サレマシタガ、是ハ第二義的ノ軽イモノト思ツテ区別ヲ立テラレタノ 此法律ト云フモノハ私財ノ変更、 暴力手段デハナイ、合法ノ立法手段ニ依ツテ之ヲ変更スルコトヲ問題トサレテ居リマスガ、 私有財産制度ノ問題ニ関スル議院ノ立法権ヲ制限スルコトニナリハセ ……裁判ノ否定 レヌカ

デアルカ、其辺ヲ伺ヒタイト思ヒマス 我国ノ政治ヲ見マスト、 天皇ニ種々ナル大権……ガ附属致シテ居リマス、……是ハ 国體ノ範囲 二這入ル

譯ガ分ラヌ、小作制度マデモ私有財産ト仰ル、ソンナモノデ私共ナイト思ヒマス デアリマセウカ 私有財産制ト云フコトノ見解ヲ要求致シマス、……(政府ノ見解デハ --引用者) 何ガ私有財産デアルカ洵ニ

間行ハレタ為メ、私有財産ヲ保護スル亜米利加アタリノ拝金宗ノ法律ヲ真似テ、 ク喰入ツテ、国體ト合致スルホドノ大制度デアルト思ハル、カドウカト云フコトデアリマス、……僅カ五十年 私ノ問ハント欲スル所ハ要スルニ政府ガ、所有権ト云フモノヲ如何ニ見ラル、カ、之ガ我国 茲ニ斯ウ云フモノヲ御出シニ 国民生活

ナルコトハ、軽率デアルト云フ言葉ヲ残シテ次ニ移リマス

モノデアツテ、 英吉利ノ労働党ガ決議案トシテ議会ニ提出シタモノデアリマス、……斯ウ云フモノガ本法ニ触レナイカドウカ セル生産的及社会的組織ニ向ツテ努力せシコトヲ決議ス」ト云フ決議ハ―引用者)千九百二十三年三月二十日 立憲国ニ於テハ立法ハ何デモヤツテ何等ノ差支ハナイ、……之ヲ信頼セヌト云フコトハ議院政治ヲ破壊スル (「本院ノ立法手段ハ宜シク漸次資本主義制度ニ代フルニ公有制度並ニ生産分配機関ノ民主的管理ニ基礎 ……此案自身ガ政體ヲ変革シツ、アル ノデアルコトヲ嘆カザ ルヲ得ヌ ノデアリ

陪審トノ関係ヲ研究セズニ之

(此法案

引用者)

ヲ御出シニナツタコトハ、

実ニ私ハ驚入ルノデアリマス

質疑応答サレタヤウナ重大ナル問題ヲ、

ヒマスル

が所ノ

司法官ナリ或ハ警察官ナリガ取扱ニ困ル、

査シテ居リマス、……現行ノ新聞紙法ヲ二年、 ガ違ツテ居ルト云フノハダウ云フ譯デス、私ハ同一ノ法域ヲ眼中ヲ置カレテ立法サレタモノトシテ今日マデ審 テ居ル、 過激社会運動取締法案ガ提出サレタ時ニモ十年デアツタガ、 ……然ルニ又十年ヲ固執サレタ原因ハ何所ニアリマスカ、 出版法ヲ二年、 治安警察法ヲ一年トシテ置カレテ―…… ……過激社会運動取締法案ト、 貴族院ハ二回マデモ審議 ノ上之ヲ三年 此法ト法域 削

此法案デ―引用者) 十年ト云フコトハ如何デゴザイマセウカ、 新聞紙法ヲ眼中ニ置カル、ナラバ二年半カ三

年卜云フコトニ相成ルベキデハナイカト考ヘマス

點ハ御考慮ノ上ノ立法デアリマスガ、何故ニ之ヲ同一ニシタト云フコトニ付テ承リタイ。 (60) 脅迫ノ場合ト合法手段ニ依ル場合ト一緒ニ十年ニスルト云フ、玉石倶ニ焚クト云フコトニナリマスガ、是等ノ 此法案ニ依レバ手段ノ暴行手段タルコト、不法手段タルコトヲ要セズ罰セラル 、ノデアリマス、 ……暴行力

ノ制 と質問された。これに対して、政府委員から、「今日ニ於テソレヲ罰サナクトモ社会ノ秩序ハ紊ルモノデハナイ、 ナイト云フヤウニナツタラシク思ハレマスガ、ドウ云フ理由ニ依ツテサウ云フモノヲ除外シタノデアリマスカ」 「前ノ過激社会運動取締法案ノ中ニ『社会ノ根本組織』ト云フコトガアリマシタ、……或ル政府委員ガ一夫一婦 清水委員の質問 度ヲ破壊スルコト、 は、 先ず、 例へバ婦人公有論ノ如キハ此ニ含ムト云フコトヲ言ハレタ、今回ハサウ云フモノヲ認メ 過激社会運動取締法案にいう「社会ノ根本組織」 と「政體」との相違についてで、

斯ウ云フ風ニ見テ居ル譯デアリマス」と答弁された。「此本法ノ私共ガ一番遺憾ニ思ヒマスルノハ、……実際行

或ハ地方ノ判検事ナリ若クハ警察官ナリニ周知セシムル事ニ付テノ方法 委員会ニ於テ (53) 53

政府ガ若シ之ヲ発布シタ後ニ於キマシテ、

た₆₂以テ此精 二付 テ何カ御考ガアリマスカドウデスカ」という質問に対しても、 .神ヲ司法官殊ニ検察官ニ對シマシテ理解致スヤウニ致サナケレバナラヌト考へテ居リマス」と答弁され 山岡政府委員から、 「出来得 ル限 ij ノ方法ヲ

本法ハ甚ダ不明確デハナカラウカト思フ」という観点からのものであった。次のように質問されている。 祷委員の質問は、 「刑事立法ノ法域竝ニ行為ト云フモノハ厳格ナル言葉ヲ要スルト思フ、其意味ニ於キマシテ

字ハ、多クノ人ニ於テ其意味ヲ異ニシテ居ル、……「国體」 テ居リマスカラ、 テ居リマス、 マスルト、 此 本法ノ第 ケレドモ是ダケデハ私ハ意味ヲ成シテ居ラヌ、 国體ト云フ観念ハ是ハ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴シテ居ル本国體ダ、 一條ニ規定シテアリマスル 是ハ此儘デハ到底承認スル 国體、 コトハ 政體、 出来ナイ 私有財 ナル文字ハ、……甚ダ不明瞭デアルト云フ疑ヲ持ツ 産制 説明ニナツテ居ナイト思フ、 度、 ……政府ノ説明シテ居リマス 斯ウ云フ大體 ノ説明ノヤウニ 国體」ト云フ文 ル 所……二依 思ツ

クト云フ根拠ガ私ニ於テ了承ガ出来ナイノデアリマス 述ベラレテ居ルヤウニ諒承シテ居リマスガ、 政體ニ付キマシテモ……政府委員ノ説明ニ依リマスト、……立憲政體 ……何故ニ議会政治ガアリサヘスレバ、立憲政體ガ維持セラレテ行 ハ議会政治ガアレバ宜シイト云フコ トヲ

ス(3)認 ス レ 所 有権 バ 以外 所謂本法ノ否認トナリ、 ノ私権ハ全然否認シテモ構ハヌノデアリ ドノ點マデ否認シナケレバ本法ニ触レナイカト云フコトハ頗ル不明確デアリマ マスカ、 : ・私有財産否認ト云フコト Ė K 點 マデ クヲ否

席した山

質問

を害しない範囲で「大ナル修正」を加えて法案の成立に賛成するという態度が委員会の中で主流となってきてい ノ意思ノアル所ヲ斟酌シテ修正意見ヲ提出スル考デアリマス」と述べて終了した。(64) ルヤウナコトモ出来テ、 祷委員の質問は、 「此儘之ヲ成立セシムルト云フコトニナルナラバ、之ニ依ツテ或ハ善良ナル国民ガ此法 甚ダ危険ト思ヒマスカラ、吾々ハ大ナル修正ヲ加ヘタイト云フ意味ニ於テ、 「政府當局 ノ意思 ノアル 政府當局 三触

ることがうかがい知れよう。

が ル ヨリシテ、 モノヲ認メタノデアリマス、……委員長ヨリシテ此言語ノ取消ヲ政府ニ勧告セラレタイト思ヒマス」との発言 あった。 三月四日の委員会では、 に山口政二議員からもなされた。 (67) この通告は、この清瀬の外、廣瀬 告は、この清瀬の外、廣瀬徳蔵委員、杉浦武雄委員、k清瀬の言動は量の面でも質の面でも一等抜きんでいた。 治安維持法反対ノ運動ガ露国トノ連絡アルカノ如キ言動ガアツタノデリマス、 質疑に先立って、 清瀬一 郎委員から、 比佐昌平委員からあり、 議事進行に関わって、「昨日内務省ノ政府委員 ……其根拠甚ダ薄弱 委員長の許可を得て出

瀬からの質問は、 陪審ヨリ除外スルト云フコトニシテ居ラヌ譯デアリマス」という政府委員の答弁に対して、 先ず、「法案(治安維持法案)ト陪審法トノ関係」についてなされた。「此問題ニ付キマシ 「再ビ考慮

マスカラ又御出シニナランコトヲ希望スルノデアリマス」という発言があった。(&) シテ然ルベキ修正ヲ政府トシテ自カラ御提案ニナルカ、極限スレバ此法案ヲ撤回ナスツテ、二三日ノ猶予ヲ置キ ついてで、「結社ノ未遂ト云フコトハ第二條ノ『協議』ト云フコト、同ジヤウニナリマスガ如何デアリカスカ(Bo 次の質問は、 - 未遂 ノ問題」に

私有財産制度ト議会ノ権能」 についても質問されているが、これに対する政府委員の答弁は、 「私有財

というものであった。

産

という前提に立って答弁がなされていることは明らかであろう。

差支ナイコトデアリマス」というものであった。法解釈については政府の見解の方が議会のそれよりも優越するルモノヲ除ヒテ、他ノ財産関係ヲ変革スルト云フコトヲ政党ニ於テ綱領ニ掲ゲルトカ、其他ノ方法ヲ採ルコトハ リマス、 度ノ根本……ニ関スル改正ヲスルコトハ議会ノ権能ノミデハ確ニ出来ナイト云フ見解ヲ政府ハ持ツテ居ル譯デア ソレデアリマスカラシテ、法律ヲ以テ―憲法以外ノ法律ヲ以テハ変更出来ナイ、 私有財産制 ノ根底ニア

主義政党や共産主義政党等が衆議院に進出することもあり得ることから、 の活動か議院外の活動かという区別はここではもはや返り見られていないことが注目される。 ノモノデアル、 清瀬君 、変革ト云フコトハ如何ナル事ニ於テモ出来ナイ、 国體又ハ政體ノ変革ト議会ノ権限」についても清瀬から質問されているが、これに対する山 ノ御議論ハ如何ナル事モ議会ヲ通セバ出来ルコトニナルト云フヤウデアリマスガ、第一 絶対的ノ関係ヲ働ノ上ニ於テ持ツト云フコトヲ申スノデアリマス」というものであった。1トハ如何ナル事ニ於テモ出来ナイ、政體ヲ変革スルト云フ事ハ如何ナル意味デモ許サヌ、 衆議院の在り方に「超えてはならない 普通選挙後 條二於テハ 岡 の答弁 議院内 絶対 国體

ス」というものであった。「私有財産制ノ否認」の意義についても、「出来ルダケ明ニシテ置カナケレバ惑ヲ生ズ ルコトハ當然デアリマスカラ、 ヲ以テ此文字ヲ御使ヒニナツタカ」、「私ハ成ルベク争ノナイ字ヲ使ツテ法典ヲ経ルコトヲ希望スルモノデアリマ 廣瀬委員の質問は、 「国體」「政體」という文字についてはいろいろな学説が見られるが 私ハ尚ホ之ヲ明ニシタイト思フノデアリマス」として質問された。 「政府 ハドウ云フ 御考

枠」をはめようという政府の意図が明白である。

杉浦委員の質問 亦其内容ニ於テハ或ル制限ガ加ヘラレテ居ルト云フ御趣旨ノヤウニ伺ヒマシタガ、 議院の上奏権に制限があるか否かというもので、「山岡委員ノ御答弁ニ依レ 此點ニ 関スル憲法第 両 議

56

四十九條ノ解釈ノ御意見ヲ伺ヒタイ」というものであった。この他、「政府ハ如何ナル方法ニ依ツテ無政府主義(3) 者及共産主義者ハ其主義ヲ実行シテ居ルカト云フコト」についても質問されている。

ケ申上ゲマシテ是デ打切リマス」と述べて、比佐の質問は締めくくられた。(5) アリマスカト云フコトヲ伺ヒマス」、「要スルニ私ハ今迄ノ応答ニ於テハ私ノ疑問ハ一ツモ解ケナイト云フコトダ 閣ヲ組織シテモ之ヲ逆用シテ民権ヲ圧迫スルヤウナ事ヲシナイト云フコトヲ、今ノ政府ガ保障出来マスカドウデ 斯様ナ次第デアリマス」等というものであった。「私ハ矢張所有権ノ根本観念ニ付テモ政府ハハツキリシテ居ナ ニナルノデアリマス」、「代議政體ト云フモノガ根幹デアル、……代議政體ヲ変革スルト云フコトヲ茲ニ禁止スル、 府委員の答弁は、「ソレハ国體ノ変革ト云フコトニハナラナイノデアリマス、即チ大権ノ縮小、変更ト云フコト 性ノ基礎根幹ト云フモノハ、代議政治ト云フコトーツニ止メテ置クノデスカ」等というもので、これに対する政 イト云フコトヲ断言致シマス、……最後ニ問ヒマシタ斯様ナ空漠ナル條文ヲ、今後如何ナル専制的ノ政治家ガ内 イタトキニハ、統治権ノ一部ノ内容ノ変更ヲ主張スルコトニナリマスカ」、「政府ノ御考ニナツテ居ル政體ノ不変 比佐委員の質問は、 「平和論者ガ軍備ハ縮小スベキモノデアル、軍備ハ必要ノ無イモノデアルト云フ意見ヲ吐

ニ苦シム」等というものであった。 (76) 口委員の質問は、 「此平和ノ時ニサウ云フ恐怖的ノ手段ヲ以テ厳罰ニ処スルト云フコトガ、 私トシテ、

その後、 清瀬委員からの再質問があり、 委員会質疑はそれで終了とされた。

があった。 三月六日の委員会では、 討論に先立って、中村啓次郎委員、土屋興委員、 横山委員、 清瀬委員から質問の発言

中 村委員の発言は、 「政體ノ二字ヲ取リマシテモ尚ホ公益ヲ擁護スルニ足ルト考ヘマスガ、 政府ノ御考へハド

うものであった。この他、 トモ取締ツテ行ヒタイト思ヒマスガ、ソレハ他ノ法規ニ譲ツテモ場合ニ依ツテハ差支ナイカ知レマセヌ」等とい ウデゴザイマスカ」というもので、これに対しては、政府委員から、「政府トシテハモウーツ議会否認ト云フコ ル刑罰ト、 私有財産制度ヲ否認スル程度ノ犯罪ニ對スル刑罰ト、多少等差ヲ設ケルト云フ必要ヲ認メラレナイカ」、 中村からは、「政府ハ国體ヲ変革スルト云フヤウナ、絶対的ナ重大ナル犯罪者ニ對ス

(58)

58

ニ思ヒマス」等の発言がなされた。 「承認ヲ致シタ―勧誘ヲ為シタル者、 又ハ勧誘ニ応ジタル者ハ之ヲ罰スルト、斯ウ云ウ風ニシタ方ガ宜シイヤウ

ヲ脅威スルト云フヤウニ考ヘテ居ル者デアリマス、……此問題ニ對シマシテハ明日改メテ本会議デ質問致シタイ ト思ヒマス」との発言があった。 土屋委員からは、「此私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシタル者云々ト云フ規定ガ、 労働団体及労働運動

う内容であった。もう一つの修正案は中村委員外数名の委員からのもので、①第一條を二項に分け、国體に関すの一つは、横山委員外九名の委員からのもので、本法の第一條中、「若クハ政體」という四文字を削除するとい 討論においては、議員から修正案が出されたので、この修正案を審議するという形で討論が行われた。 修正案

ないままに終わった。(81)

横山委員からは、再び、

議院の上奏権と治安維持法の関係が問いただされたが、政府委員との議論はかみ合わ

二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」と修正すること、②第二條の原案の次に、「前條第二項ノ目的ヲ以テ其目的タル事項 トヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、 組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、 る規定を第一項、 私有財産制度に関する規定を第二項とし、「第一條 国體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ 私有財産制度ヲ根本ヨリ否認スルコ 本條第一項第

賛成の発言があった。(85) 外の修正案については、 財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」を入れること、 處ス」を入れること、④第四條の原案の第一項の次に、「「第一條第二項ノ目的ヲ以テ騒擾暴行其他生命身体又ハ 第一項の次に、 ノ実行ニ関シ勧誘ヲ為シ又ハ之ニ応シタ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」を入れること、③第三條の原案の でした。 條第一項第二項及前三條」というように 「第一條第二項ノ目的ヲ以テ其目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ 清瀬委員は、 山崎委員から賛成の発言があった。他方、中村委員外の修正案については、原山崎委員から賛成の発言があった。(&) 「條」というように「第二項」という文字を入れること、がその内容であった。 「私は本案並ニ修正案ニ對シ反対デアリマス」として、次のように激しく論 ⑤第五條には、 原委員から 横山委員

又政 本党側 眞意ヲ能ク諒解 シムノデアリマス、 レマシタガ、 力ヲ惜シマナカツタノデアリマス、 ニ付テ吾吾ノ意思ノ在ル所ヲ各派幹部 政體ノ変更ヲ図リ、 私ハ本案並ニ修正案ニ對シテ反対デアリマス、斯様ナ意見ヲ持ツテ居ル者デアリマス、唯、 府ノ方々モ膝ヲ突合セテ数時間ノ懇談ヲスレバ、 ノ修正 私有財産 モ何レモ第一 下サ 唯、 ルナラバ、 合法的ニ私有財産ノ変更ヲ図ル、之ヲ処罰スルガ如キハ如何ニモ遺憾ト思ヒマシテ、 更ニ私ハ抛棄シマセヌノハ私共盡力ノ足ラナイ為デアラウト思フカラデアル、吾々ノ 點ニ於テ遂ニ協定ヲ見ルニ至ラズ、吾吾ハ意ヲ達スルコトガ出来ナカツタコト 條ヨリシテ政對ノ二字ヲ御削除ニ相成ツタコトニハ敬意ヲ表シマス、 恐クハ三百人ノ三派並ニ本党ノ方々ノ 唯、 ノ御諒解ヲ得テ、成ルベクー 政體ノ一項ニ付テハ既ニ此委員会ニ於テ、各派殆ト一致ヲ以テ削除サ 内務大臣モ御諒解下サルコトデアラウト思ヒマス 致 中ニハ ノ態度ヲ採リタイト、 御 同情下サル 方モアラウト思フ、 私個人トシテ 三派側 私共合法的 ノ修正、 -ヲ悲

ルヤウナコトガ世界共通ノ憲法ノ解釈デアル、豈獨リ東洋ノ君主国、 ル他ノ国々デ労働党ガ安全ニ出現シ、政綱政策トシテ産業ノ民衆化、 ソレ自身ガ犯罪ニナルト云フナラバ、 処ノ国ノ憲法モ……私有財産ヲ議会ノ立法デ改廃出来ナイト云フ憲法ハーツモナイ、 テ合法手段、立法手段ニ依ツテ此貧困ノ原因ヲ芟除シヤウト云フノデ起ツタノガ労働党派デアリマス、……何 ……憲法カラ云ツテモ、人間ノ合理性カラ云ツテモ、私有財産制度ハ改正シ得ルモノデアルカラ、 私有財産制度ガ社会上ノ一ノ現象デアルナラバ、此変更ト云フコトハ立法事項ト云フコトニ相成ツテ来 漸進的ニヤルコトモ亦犯罪デナケレバナラヌ、……議院政治ヲヤツテ居 土地ノ公有ヲ掲ゲテ結社ヲシ、 吾々ノ立法ダケガ産業ノ民衆化ヲ禁ズル ……若モ財産制度ノ否認 立憲国ニ於 活動シ得

(60)

60

ニ於テ非常ナ錯覚ガアルノデアラウト思フ(86 茶苦茶ニナル、……人心ハ悪化シ……政府資本家ト云フモノヲ敵ニシテ今カラ闘フト云フ時代ガ出テ来ル、 ……何ノ為ニ合法ニ依ル私有財産改革案ヲ政府ハ十年ヲ以テ弾圧サレルノデアリマス、恐ラク政府ハ此出発點 吾々ガ茲ニ熱心ニ此法案ノ阻止ノ為ニ活動スルノハ、……之ヲ実施サレルナラバ折角ノ普通選挙ノ実行ガ滅

憲法デアルトハドウシテモ考ヘラレナイ、違ツテ居ル所ハ国體ダケデアル

ジテ出来マセヌ、第二ニアナタ方ノ案ニハ不賛成デス」というようにまことに強硬なものであった。 (87) ーミ4シキル - 何ラ猪回スルノテス サウ云フコトハ十分ニ明ニナツテ居ルデハアリマセヌカ、左様ナコトハ断 ラレルノデアリマウカ」という質問があった。これに対する小川大臣の答弁は、「撤回セヨナド 案ノ委員会ハ片附 この清瀬委員の反対討論を受けて、 クノデアリマス、……三派中ノ与党ノ側カラ出テ居ル修正案ニ、 原委員から、「若シ御撤回ナサルト云フコトデアリマシタナラバ、……本 政府 ハ 如何ナル御所見ヲ有セ 、怪シカラヌコ

成多数で可決されたのは横山委員外の修正案で、委員長から「本案ハ可決セラレマシタ」とされた。(88) その後、 採決に移った。 清瀬委員の廃案説および中村委員外の修正案は、 いずれも賛成少数で否決された。

賛

三月七日に開会された衆議院本会議では、 第一読会の続きが行われ、 冒頭で、 特別委員会委員長から、 委員会

における質疑の状況と法案修正等について報告がなされた。

先ズ本案ニ於キマシテ劈頭問題ニ相成リマスモノハ、即チ国體ノ変革、 政體ノ変革、 私有財産制度ノ否認ト

云フコトハドウ云フコトデアルカト云フコトニ相成ルノデアリマス

委員会ニ於テ多クノ委員諸君ヨリハ、政府立法ノ主旨ハ之ヲ諒トセラレタヤウデアリマスケレドモ、果シテ

ガ為ニ、頗ル危険ナル法律デアルト云フヤウニ論難的質問モ繰り返サレタノデアリマス

然ラバ政體ノ変革ト云フ文字ヲ以テシテハ、政府提案ノ主旨ト一致スルモデナイ、文字ノ方ガ広イ解釈ヲ持ツ

現ハレタル文字ヲ以テスルナラバ―ソレダケカラ云フナラバ本法ニ引掛カラヌモノデアル、即チ所有権ノ民衆 次デ私有財産制度ノ否認、 私有財産制度トハ何ゾヤト云フ議論ガ直グニ起ルノデアリマス、……併シ表面

シモ本法ノ適用ヲ受クルモノデハナイト云フ風ニ答弁セラレタノデアリマス 化デアルトカ、 或ハ私有財産制度ノ漸次ノ変革デアルトカト云フヤウナ抽象的ノ言葉ヲ以テシタノミデハ、

次デ起リマス問題ハ国體 ノ変革、 政體ノ変革、 私有財産制度ノ否認ヲ為スノ不法手段ヲ要スル

法的デモ尚ホ犯罪ニ相成ルカト云フ點ガ又頗ル重要ナル點デアリマス、此點ニ付キマシテハ政府ハ不法ヲ要セ ・此法律ニ依ツテ保護スルト云フ所 ノ利益、 目的 即チ法益ノ範囲ハ頗ル狭イノデアル、

法益ヲ害セントスル者即チ不法ナリト云フノデアリマス、

……色々質問応答ノ結果ハ、政府ニ於キマシテハ此故二、 (61) 61

カダウカ、

合

ナイト云フコトニ相成テ来タノデアリマス 院内ニ於テ業務ヲ執行スル議員ガ、 職責ヲ行フニ必然且ツ不分離ノ程度ニ於テノミ、院外ニ於テ認メザル アラ得

イノデアル、……ト疏明セラレテ居ルノデアル マシタガ、乙ガ応ジナイトキハドウデアルカト云へバ、政府ノ説明ニ依レバ……協議ハ成立シナイ、 第二條ノ協議ト云フコトニ付テハ、……唯、 一點御留意ヲ願ヒタイ點ハ、……相手ガ応ジナイ、 甲 協議デナ -ガ申込ミ

シテ、 デアリマス クノ人々ノ感情ヲ刺激シテ、実行ノ力ヲ輿ヘルヤウナ事ヲセシメルコト、ソレガ即チ煽動デアルト申サル 動ト宣伝トドウ違フカト云フコトニ對シテ、……此流布宣伝以上ニ、或事ヲ……行フノガ宜イト云フ風ニ、 第三條ノ煽動ト云フコトニ付テ、……煽動ト云フ字デナク、何トカ明ナ方法ガナイカト云フヤウナ質問 政府ハ煽動ト云フ字ハ明デアル、……疑ノナイ言葉デアルト云フ風ニ言ハレテ居ルノデアル、 然ラバ煽 二對

シテ、……「スパイ」ヲ眼中ニ置ク制度デナイト云フノデアル 過激社会運動取締法案トドウ云フ所ガ違ツテ居ルカト申シマスレバ、過激社会運動取締法案ヨリハ餘程今回 次デ……自白スルナラバ減刑免除ノ規定ガアル、 是ハ「スパイ」 ヲ奨励スル規定デハナイカト云フ質問 對

ノ方ガ狭クナツテ居ル、……ト言ハレルノデリマス 国體変革ト私有財産制度ノ否認ヲ同ジ刑量ニ依ツテ規定セラレテ居ルノハ何故デアルカト言ハ レル ノデ

次デ清瀬君ヨリ陪審法トノ関係ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、 陪審法ノ法定陪審ニハ這入ラヌガ

マス、之ニ對シテ政府ハ……法益ヲ害セントスル所ノ其手段方法ガ予備ノ予備ヲ罰スル程度ノトキニハ、

刑量ヲ以テ取締ルノガ至当デアルト云フ答弁デアリマシタ

求陪審ニ這入ルト云フ答弁ガアリマシタ

労働党ノ新綱領、 對シ、純真ナル労働運動ニ對シテ、 次デ此法律ガ出来タナラバ労働問題、 労働党ノ発生ヲ妨害スル為ニ決シテ法律ヲ出シタノデハナイト云フ風ニ答ラレテ居ルノデア 固ヨリ取締ル意思ガ毫モ無イノデアル、 ……労働者ノ運動ヲ圧迫スルコトニ相成ルノデハナイカト云フ質問ニ 斯様ニ答へテ居ル ノデアル、

リマス

リ修正案ガ出サレマシタ、 次デ採決ニ移リマシタ、採決ノ結果、 次デ討論ニ移リマシテ、 ……次デ清瀬一郎君ヨリ本案廃案ノ―本案ニ絶対反対ノ意見ガ出来マシタ 横山金太郎君外数名ヨリ修正案ガ出マシタ、……次デ本党ノ中村啓次郎君外数名ヨ 横山金太郎君ノ修正意見、 即チ、三派ヨリ提案セラレタル修正意見ガ

ツタ次第デアリマス (8) (8) か多数ヲ以テ通過致シマシテ、委員会ニ於テハ此四字ヲ修正致シマシテ全部―本案全体ヲ是認スルコトニ相成亦多数ヲ以テ通過致シマシテ、委員会ニ於テハ此四字ヲ修正致シマシテ全部―本案全体ヲ是認スルコトニ相成 郎君ノ修正意見ガ成立致シマシタ故ニ、此修正致シマシタ部分ヲ除イテ本案全体ヲ議題ト致シマシタ所ガ、

多数ヲ以テ成立致シマシタ、

中村君ノ修正意見ハ少数否決、

清瀬君ノ意見モ同ジク少数否決、

次デ此

横山金太

この委員会案について、 の通告があった。 田淵議員の発言のポイントは、 、田淵豊吉、清瀬一郎、菊池譁 田淵豊吉(90) 菊池謙 次のようなものであった。 郎、 原惣兵衛、 の各議員から、 政府及び委員長に対し

ガ為ニ外国ニ對シテ強イノデアル、 従順 デアル ドモ 同 時二 反抗ヲ以テシタト云フコトハ、 故ニ吾々ハ軍備ヲ拡張シテ外国ニ対抗スルノモ宜シイケレドモ、今日ハ非常 過去ノ歴史ニ於テ日本帝国 ノ国民ハ 有ツテ居

是 (63) 63

之ヲ良イ方ニ導イテ、サウシテ吾々ハ其誤ツテ居ルコトヲ指摘シテ、始メテ大義公道ノ上ニ日本帝国ノ国民的政 ナル所ノ「デモクラシー」ノ「マーチ」デアツテ、段々労働党ガ起ツテ来ル、或ハ社会党ガ起ツテ来ルダラウ、

……速ヤカニ此議案ヲ撤回サレンコトヲ願フノデアリマス 治ヲヤラナケレバナラヌ、官僚政治ガ一時ノ投薬ヲ以テシテハ到底之ハ直ルモノデハナイカラ、 私ハ憲法ノ大ナル精神カラ言ツテ、此法三章ヲ以テ之ヲ撃破セントスルコトハ大ナル憲法ノ逆転デハナカラウ 政府 ハ、

カト思ヒマシテ、政府ハ本案ヲ撤回スベシト論ズルノデアリマス、茲ニ一種ノ憲法擁護論ヲ致シマシテ、

内閣諸

公ノ大ナル反省ヲ促シ……タイト思フノデアリマス

コト、私ハ考ヘル」等というものであった。(99) ルト云フコトハ、私ノ大ニ取ラヌ所デアリマス」、「政治ガ公明ニナレバ、斯ノ如キ法律ト云フモノハ必要ガ無イ レテ居ルカ否カ」、「徒ニ外来思想ノ輸入、或ハ露西亜トノ交際ニ社会主義者、共産主義者ヲ出スコトニ罪ヲ著セ 別スルカ、 アリマス」、「何故故ラニ国體ト云フ語ヲ用ヰナケレバナラヌカ」、「政體ト国體トノ区別ヲ憲法ニ依ツテ何故ニ区 国體観念ト云フモノガ、 清瀬議員からは、陪審法と本法案の罪との関係が再度問い質された。菊池議員からの質問は、「吾々ノ従来ノ 区別スルコトハ出来ナイ」、「私有有財産制度ト云フコトガアリマスガ、 自然ト狭クナルヤウニ取扱ハレルヤウニナリハシナイカト云フコトラ、 此中ニハ帝室ノ財産ハ含蓄サ 私ハ憂フルノデ

生活ニ困ツテ居ル者ガ、是ガ外部ヨリ来ル所ノ思想ヲ受入レテ来テ、最モ悪化スルト云フコトガ私等ハ恐ロシイ セントセラル、ノカ、 ノデアリマス」、「法ノ適用ノ範囲ニ於テ如何ナル理想ト如何ナル刑罰法規ノ目的ヲ御考ヘニナツテ、 原議員からの質問も、「私等ハ此失業者問題ト云フコトニ對シテマシテ、最モ恐レルノハ……精神労働者 是ガ所謂最モ危険ナル點デアルト私ハ思フノデアリマス」等というものであった。そして、 此法ヲ適用 ラ此

(64)

わざるを得ない。

テ居ルノデアリマス」と述べたことから、

原議 員 からの質問 中に、 質疑打ち切りの動議が出され、 賛成多数で可決され

山 治⁹⁶討議 に な 移 つ たが、 横山金太郎 山崎達之助、 板野友造の各議員からは法案に賛成の、そして、(55)

湯浅凡平、

対 山が、「本案ニ付キマシテモ世間ノ人々ハ口ヲ開ケバ、動モスレバ本案ヲ目シテ悪法ナリト罵ラレルノデアリ ズシテ法制ヲ運用スル人ノ罪デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス」等というものであった。(88) 先ズ肯定ヲ致シテ妨ゲナイモノト思フノデアリマス」、「此濫用スルトカ、 マスルト、眞ニ治安ヲ紊シ、 ト私ハ信ズル マス」、「過激思想取締法案ト云フモノト本案トガ、 ラ致スノデアリマス、 殊ニ今日ノ如キ此芝公園ニ於テ本案成立ニ對スル反対ノ民衆大会ガ開カレテ居リマシテ、 畄 坂東幸太郎 議員の意見は、 ノデアリマス」、「何等其適用ヲ誤ルノ虞ハナイト見テ、 の各議員からは法案に反対の意見が出された。 「私ノ論ノ帰結ハ委員長ノ報告ニ賛成ヲシ、二讀会ニ此案ヲ移スベカラザ 併セテ政友本党ヨリ後ニ御説明ニナルベキ修正案ニ反対ヲスル意味ヲモ 社会ノ不安ヲ醸スハ支配階級 其内容実質ニ於テ同一ナリト誤解ヲセラレテ居ル結果デアル ノ専制政治ニアラズヤト云フガ如キ意味ヲ表明セラレ 吾々ハ此私有財産制度否認ト云フコト シナイトカ云フコトハ法制ノ罪ニアラ 其ビラヲ読ンデ見 加 ルト云フ論 その中で、 ヘル ノデアリ 三反 マ

山によれば、 衆議院議員のロイヤリティーが国民に対してではなく、 自己が所属する与党、

議場が騒然となった。

政治判 安立法といえども、 断というものは、 断に対して求められていることは明らかであろう。 法案成立に尽力するしかないというものであった。 政府与党であるからには、たとえ当局が立案した国民生活に大きな影響を及ぼす過激な治 しかしながら、 国民生活よりも権力保持を優先したとい 横山が従った |護憲三派 た政

者デアリマス」、等というものであった。(93)

ル點デアルヤウニ思フノデアリマス、而シテ私ハ此點ニ付テハ、私有財産制度ノ否認ト云フコトソレ自身ニ、決 於テ、ソレヲモ尚ホ処罰ヲセナケレバナラヌノデアルカドウカ、……ト云フコトガ、此案ニ對スル御疑念ノ主ナ 居リマス」「此法案ニ反対ヲセラレル方々ハ、私有財産制度ノ否認ト云フコトガ、若モ合法的ニ行ハレル場合ニ

(66)

66

山崎議員の意見も、「私ハ只今議題トナツテ居リマスル治安維持法案ハ第二讀会ニ移スベシトスル意見ヲ以テ

シテ合法性ト云フモノハナイコトヲ信ズル者デアリマス」、「以上ノ理由ニ依リマシテ、私ハ本案ニ賛成ヲ表スル

に対して取る典型的な態度の一つを示したものであった。 至ツタノデアリマスカラ、吾々ハ遺憾ナガラ此立法ヲ賛成スル者デアリマス」等というもので、与党議員の閣法 題デアル、誰カノ責任デアル、如何ナル原因デモ宜シイ、原因ハ問ハヌ、今日不幸ニシテ此法律ヲ必要トスルニ 板野議員の意見も、「ナゼ斯様ナ怖ルベキ世態ヲ呈シタルカ、 此原因ハ為政者ニ在ルナドト、 ソレ 别 ノ問

リマス」、「吾々ハ衆議院ノ面目ヲ保ツガ為ニ此案ニ反対ヲ致サナケレバナリマセヌ」という呼びかけで、湯浅の ように、絶無ではなかった。 しかし、与党の議員であっても、横山や山崎らとは異なり、法案に反対の態度をとる者は、 - 私ハ与党ノ一人トシテ政府提出ノ法案ニ對シテ反対ノ意見ヲ述ブル ノ已ムナキヲ甚ダ遺憾ナリトスル者デア 湯浅らにみら れる

マシテハ全ク一貫シテ変ハル所ハ無イノデアリマス、 此過激法案ト此法案トヲ対照致シマシテ、……其目的トスル所、 其趣旨トスル所、 其思想、 意見は開始された。反対の理由は次のようなものであった。

の道であった。

は次のようなものであった。

本案ハ其悪法タル所ノ性質及色彩ニ於テハ、 曽テ吾々ガ葬リ去ツタル所 ノ過激社会運動取締法案ヨリ

更

シタル所ノ過激法案スラモ、 二一層濃厚ナルモノデアルト云フコトヨリ外、 過激法案ヨリハ本案ノ方ガ遙ニ苛酷デアル、 衆議院ガ既ニ葬リ去ツテ居ル以上ハ、議院ノ体面、 辛辣デアルト云フコトハ言ハル、 違ツテ居ル所ハナイノデアリマス 議院、 ノデアル、 ノ権威ノ上カラ申シマシ 斯 グ如 クヨ

今更本案ヲ通過セシムルト云フコトハ、

断ジテ出来ナイコト、私ハ確信ヲ致シマス

拡大適用という道をその後、 言致シマス」と述べて、その発言を締め括った。 自ラ進ンデ此法案ノ廃止ヲ提案ナサラナケレバナラヌ所ノ時期ノ来ルコトハ、左程遠クナイト云フコトヲ私 しかし、湯浅の予想に反して、治安維持法は廃止されるどころか、 湯浅は、 「仮令院内ニ於テ今日此案ガ破レマシテモ、 歩むことになった。その意味で、治安維持法の制定というのは、「ノー・リターン」 普通選挙ノ愈々断行サレ 運用による拡大適用、そして法改正による 夕暁ニ於テハ、 諸 語 ガ

方法ニ付テ、 マシタ御意思及本案ノ目的トスル所ニハ全然賛成スル者デアリマス」と断ったからである。 武藤議員の反対意見は、 それは当然のことといえた。 其緩急ノ上ニ政府ト所見ヲ異ニスルガ為メデアリマス」ということであった。その意味するところ 湯浅とは異なった。 にもかかわらず、 武藤は、 武藤が法案の反対に回ったのは、 発言の冒頭で、先ず、「私ハ政府ガ本案ヲ御提 「我国ノ治安ヲ維 武藤の経歴からい 出 ニナリ スル

思想ノ動揺ヲ来シタ主タル原因ハ、 過去幾十年間ニ亙ル我ガ政治ガ国民経済ヲ誤ツタ為メデアル ト思フノデ

アリマス、 大改革ヲ加ヘネバナラヌト思フノデアリマス 故ニ今日ノ思想ノ動揺ヲ防ガントセバ、 吾々ハ先ズ其根本ニ遡ツテ我ガ国ノ不経済ナル政治ノ上ニ

ハ ナル所ノ思想ハ、一度思想界ノ戦場ニ曝サレタナラバ、立派ニ消滅シテシマウノデアル」 家ノ大局ヨリ見マシタナラバ少シモ恐ル、ノ値打ハナイ、 アリマス「近来動モスレバ危険思想ヲ口ニシ、或ハ国民思想ノ悪化ナドト云フコトヲ唱ヘル者ガアル、……国 上ニ長ク印スル所ノ斎藤隆夫君ノ一大演説ヲ拝聴致シタノデアリマス、……斉藤君ハ斯ノ如ク述ベラレタノデ 八私共 諸君私ハ去ル二日ノ本会議場ニ於ケル普通選挙法案ノ討議ノ際、 ハ眞ニ敬服シタノデアリマス ……幼稚ナル所ノ思想、 憲政会ヲ代表セラレテ我ガ憲法 浅薄ナル所ノ思想乃至有害 諸君此御自信ニ対テ (ママ) 史

為サズシテ今斯 デアリマス、 サレテ居ルノデアツテ、 年著シク失政ヲ重ネテ、 私ハ我ガ思想ノ動揺ヲ防ガントセバ宜シク今日ノ如キ煩瑣ナ政治ヲ今少シク簡易ニシ、今日ノヤウナ不経済 我国ノ政治ハ年々無数ノ法規命令ヲ濫発シテ、 治ヲ今少シク経済的ニ改メテ、サウシテ此国民ノ思想ノ動揺ヲ防グ外ハナイト信ン 而シテ其結果国民ニ反感ノ念ヲ醸成セシメテ、思想ノ動揺ガ甚シクナツタノデアリマス ノ如キ法律ヲ制定スルトキハ、當ニ其目的ト背馳スル結果ヲ生ズルト云フコトヲ憂フルノデア 国民大多数ノ利益幸福ヲ顧ミナイモノデハナイカト云フヤウナ疑惑ヲ起サレテ居ルノ 国民全体ニ我国ノ政治ナルモニハ、一部少数ノ利已ヲ事トスル人々ノ為ニ依ツテ 国民ノ自由ヲ奪ヒ、殊ニ之ヲ経済上ヨリ見マスルトキハ、 (ママ) ジマス、之ヲ 近 カ

此 法律が制定サレタトキニハ、 善人ハ極メテ不安ノ地位ニ置カル、ノデアリマス リマ

次ニ本法案ノ不可ナル點 知識階級ニ對シテ不安ヲ輿ヘルコトデアリマス、 如何ナル国ニ於テモ知識 階級

ニ不安ヲ輿ヘル法律ヲ制定シテ其国ガ亡ビナイモノハ歴史上一ツモアリマセ ヌ

徒ニ善人ヤ知識階級ニ向ツテ不安ヲ輿フルガ如キハ、一 斯 ノ如ク思想 ノ動揺スル根本ニ向ツテ斧ヲ揮ハズシテ、 国ノ政治ニ於テ是以上不可ナルモノハナイト考へマス 唯枝葉末節タル思想ニ 對スル此維持法案ヲ制定シ、

武藤が引用した斎藤隆夫の演説にも匹敵する名演説であった。 坂東議員の反対意見も次のように説得的なもの(⑮)

7

ナル所以ヲ以テ十分ニ社会ニ公開スル必要ガアラウト信ジテ居ルノデアリマス 斯 ノ如キ特別ナル法規、 而モ其内容ガ非常ニ重ク刑罰ヲ課スル 所ノ法規ヲ作ル場合ニ當リマシテハ、 其必要

此法規ハ 如何ニ弁ジマシテモ、其法文ハ明確デナイト云フコトハ是ハ一點疑 ノナイコトデアル、故

二此

法律ガ濫用セラル、虞ガアルト云フコトハ、是ハ一見自明ノ理デアルト考ヘルノデアリマス

若シ不幸ニシテ将来日本ニ反動的ノ内閣ガ起ツタ場合ニ於キマシテハ、此法律ハ濫用セラレルト云フコトハ、

殆ド火ヲ賭ルヨリモ明カデアルト私ハ思フ

缺ナル法律ヲ作ル方ガ宜シイト云フ意見ヲ持ツテ居ルノデアリマス 斯カル意味カラ致シマシテ、 此法律案並ニ委員長ノ報告ニ反対シ、 適当ナル時期ニ於テ立派ナル完全無

板野の賛成意見の後、 第 讀会の討論はこれで打ち切りという動議が出され、 この動議が採択され、 討論は終

結ということにされた。

が開かれた。

くことが決せられた。直ちに第二讀会を開くべきであるという動議が出され、採択されたため、直ちに第二讀会 が諮られ、 次に、副議長から、第二讀会は開かずに廃案とすべきか、あるいは、法案制定のために第二讀会を開くべきか 廃案とすべきであるとする者一八名、第二讀会を開くべきであるとする者二四六名で、

少数で否決、委員長報告の修正案及びこの修正を除く原案は賛成多数で可決とされた。 第二讀会では、中村啓次郎議員外三名よりの修正案が提出され、中村議員から修正の趣旨弁明が行われた。 廣瀬徳蔵議員からは、 採決に移ったが、中村議員外の修正案は賛成 中村議員外の修正案に賛成の意見が表明され 委員長の修正案に賛成、 中村議員外の修

求メマス」とされたが、起立多数の結果、「本案ノ可決確定致シマシタ」と決せられた。 (頭) は直ちに採決が行われた。 トヲ望ミマス」という動議が出され、直ちに第三讀会を開き、議案全部を議題とすることにされた。第三讀会で ここでまた、「直ニ本案ノ第三讀会ヲ開キ、 副議長から、「第二讀会ノ議決ノ通リ、即チ委員長修正報告通リニ賛成ノ方ノ起立ヲ 第二讀会議決ノ通リ、即チ委員長修正報告ノ通リ可決セラレンコ

8) 『官報號外 り立つようにおもわれる。第一は、 安維持法小史』一八頁以下によれば、「問題は、 い治安立法を、 日本の社会支配層は必要とするにいたったのか、である。……この点については、二通りの考えが成 第五十回帝国議会衆議院議事速記録第十六号(大正一四年二月二〇日)』三二七頁。なお、前掲 明治以来の伝統的な治安体制によって、新しい反体制運動たる無政府主義的、 一九二○年代にはいって、なぜ、どのような点で、そのような新し

の立場は、 といえよう。 伝統的な治安体制によって有効適切に押さえられる代物ではもはやなかった、とみる。……少なくとも額面上は政府 安体制を重畳的にのせたとみる立場である。……わが国の支配的な歴史観は、だいたい、このどん欲説に立っている おさめるべく治安維持法の制定を求めたのだ、という考えである。伝統的な治安体制のうえに、いまひとつ新しい治 産主義的な諸活動を、 この第二説の考えに近い。」「私は、両方ともそれなりに正しいものをふくんでいるように思う。」とされ 第二の考え方はこうである。……大正末に台頭した反体制運動は、 十分に有効に抑圧できたはずであるが、わが支配層はこの機会に、 明治期のそれと規模も性格も異なり さらに一層の権力を手中に

- 9 居ルノデハナイカ、②本法ハ結社ヲ罰スルガ、結社ノ前ニ陰謀ヲ為シタ場合ヲ何故罰セヌノカ、③名誉ヲ毀損スルコ トヲ煽動シタル場合ハ何故罰セヌノカ、 同三二七―三三八頁を参照。この他、 等も質問されている。 ①治安警察法ノ罰ト治安維持法ノ罰トハ甚シキ相違ガアツテ権衡ヲ失シテ
- 10 動写真 務省に入省し、広島警察、東京警視庁勤務を経て、弁護士となる。一九一二年(大正元年)九月に設立された日本活 したが、 衆議院議員選挙で当選以来、一九三六年の選挙で落選するまで、 一八八七年(明治二〇年)——九五四年一一月二一日。高知県に生まれる。 (日活) 一九二八年の選挙では立憲政友会から立候補した。 の取締役に就任し、 一九三四年 (昭和九年)、日活社長に就任。 連続四期、 衆議院議員を務めた。 他方、一九二四年 東京帝国大学法科大学を卒業後、 当初は憲政会に属 (大正一三年) 内
- 11 二頁。 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案 (政府提出) 委員会議録 (筆記速記) 第一回 (大正一四年二月二三日)』
- 12 同二—三頁。
- $\hat{1}\hat{3}$ 同四一八頁。

14

一八七一年 (明治四年) 九月— 一九五二年 (昭和二七年) 四月一二日。 新潟県出身。 明治法律学校 (現在の明治 (71)71

(大正一三年) の衆議院議員選挙に立憲政友から出馬し、初当選。 の校外生として苦学しながら、商業に勤しんだ。四谷区会議員、 通算四期、 東京市会議員、 衆議院議員を務めた。 東京府会議員を経て、一九二

15 前掲『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(筆記速記) 第一回 (大正一四年二月二三

(72)

72

- (17) 同三頁。
- 16 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案 (政府提出) 委員会議録 (速記) 第二回 (大正一四年二月二四日)』二頁。
- (18) 同五─一○頁等を参照
- 期衆議院議員議員を務めた。昭和一七年の翼賛選挙では、非推薦で立候補し、当選した。昭和二一年の衆議院選挙で は日本進歩党から立候補し、当選した。一九四七年(昭和二二年)、公選の初代島根県知事に就任した。 在の法制大学)を卒業後、文官高等試験司法科に合格し、判検事を歴任した。一九〇七年(明治四〇年)、フランス 清浦奎吾らに仕えた。一九二○年(大正九年)の衆議院議員選挙に立憲政友会公認で立候補し、当選。以後、連続九 一八七五年(明治八年)六月一四日——九五三年(昭和二八年)一一月二六日。島根県出身。和仏法律学校 帰国後、法政大学講師や司法大臣秘書官を務めた。一九一二年(大正元年)、首相秘書官となり、
- 学を卒業後、弁護士となる。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に、立憲国民党から立候補し、当選。 をめぐる会期延長問題の混乱の責任を取って辞任。一九六六年 ンフランシスコ講和条約では全権委員を務めた。一九五八年(昭和三三年)、衆議院議長に就任したが、 九四一年 七回連続当選。一九二二年(大正一一年)、革新倶楽部の結成に参加。昭和一七年の翼賛選挙では、 一八八七年(明治二〇年)一一月六日——九八〇年(昭和五五年)一月三日。 (昭和二一年)、自由党幹事長に就任し、第一次吉田内閣で商工大臣として初入閣した。昭和二六年のサ (昭和四一年)に政界引退 岡山県出身。東京帝国大学法科大 非推薦で当選。 警職法改正
- 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案 (政府提出) 委員会議録 (速記) 第三回 (大正一四年二月二六日)』一頁。

レバナラナイ、 デアリマス、……行為ヲ罰スルガ為ニ規定致シタ譯デアリマス、而シテ其行為ハ共同生存上此位ノ刑罰ヲ以テシナケ ただ、その他方で、「(此法ノ趣旨ハ―引用者) 斯様ナ譯デアリマシテ、 唯々強イ罰ヲ以テ威嚇スルト云フ如キ単純ナ理由デハナイノデアリマス」 単純二威嚇スルニ非ズシテ、 行為ガ現ハレタ場合ニ於テ之ヲ罰スル

- 一頁)とも答弁されており、 原から矛盾するのではないかと追及されている。
- (23)
 (24)
 同九頁。
- (25) 同七—八頁。
- 26 大臣、 公職追放された。一九五二年、公職追放が解除されたので、総選挙に立候補し、 の中央大学)を卒業後、 議院議員を一○期務めた。田中義一内閣の法制局長官、犬養内閣の商工大臣、 一八八二年(明治一五年)二月一七日——九五四年 小磯内閣の運輸通信大臣を歴任した。大政翼賛会総務会長を務め、 弁護士を開業。一九一七年、立憲政友会公認で衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、 (省二九年)三月一八日。 親軍派だったこともあって、一九四六年に 広田内閣の鉄道大臣、 当選、 和歌山県出身。東京法学院(現在 政界に復帰した。 平沼内閣の鉄道
- 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案 (政府提出) 委員会議録 (速記) 第四回 (大正一四年二月二七日)』二頁
- 正 (28) 同三頁。
- (29) 同三—四頁。

27

- (30)(31) 同五頁。
- (32) 同七頁。
- (34) 同一〇—一六頁。
- (35) 同一一一一七頁。

- (36) 同一四—一六頁。
- (38) 同一八─二○頁。
- 当選七回。立憲政友会に転じ、一九三四年(昭和九年)、岡田内閣の農相、一九三七年(昭和一二年)、林内閣の農相 就いた。一九四二年(昭和一七年)、翼賛政治会常任総務に就任し、 大学を卒業後、官界に入る。一九二四年(大正一三年)、退官して、衆議院議員選挙に立候補し、 兼逓信相。一九四〇年 一八八〇年(明治一三年)六月一九日——九四八年 (昭和一五年)、聖戦貫徹議員連盟を結成し、 (昭和二三年)三月一五日。 大政翼賛会政調会長、常任総務、 一九四三年 (昭和一八年)、東条内閣の農相。 福岡県出身。 初当選。その後、 京都帝国大学法科 代議士会長に
- (40) 同二一―二二頁。 後、公職追放された。
- (41) 同二三頁。
- $\widehat{42}$ 九年(大正八年)、大阪市視学に就任。一九二四年(大正一三年)、大阪市視学を辞職して、衆議院議員選挙に立候補 以後、五回当選。その間、第二次若槻内閣で総理大臣秘書官、岡田内閣で文部参与官を務めた。 大阪市内の小学校に勤務。 一八八九年(明治二二年) 四月二四日―一九三七年(昭和一二年)一二月二五日。鳥取県出身。商業学校を卒業 小学校を辞め、 京都帝国大学文科大学を卒業後、愛知第一 師範学校に勤務し、一九一
- 衆議院議員選挙に立候補し、当選した。 一八八三年(明治一六年)一月—一九二七年(昭和二年)九月二九日。広島県出身。京都帝国大学法科大学を卒 朝鮮総督府大邱地方裁判所検事等を務めた。退官後、京都、広島で弁護士を開業。一九二四年(大正一三年)、
- (4) 一八八四年(明治一七年)七月五日——九六七年 学を卒業後、 弁護士を開業。弁護士としては小作争議裁判や思想事件等を手がけた。一九二〇年(大正九年)、衆議 (昭和四二年)六月二七日。兵庫県出身。京都帝国大学法科大

 $\widehat{54}$ $\widehat{53}$ $\widehat{52}$

同 同

一二頁。

同一〇頁。

55

56

同一二頁。

57

同一二—一七頁。

59

同一六頁。

60

同一八—二四頁。

61

同二五頁。

など、典型的な戦前派の保守政治家と目された。 裁判では、 の支援などを行った。治安維持法の制定についても、 院議員選挙に立候補し、 五事件の裁判では被告人側の弁護人を務めた。戦後は、 日本側弁護団副団長および東条英機元首相の主任弁護人を務めた。公職追放解除後も憲法改正を主張する 当選。 以後、 当選一四回。 政界入りしてからも、普通選挙運動の推進や台湾議会設置運動 反対の態度を貫いた。 戦前の親軍派転向を理由に公職追放された。極東国際軍事 しかし、 その後、 親軍派に転向 Ŧi.

- 大学を卒業後、 (大正九年)の衆議院議委員選挙に立候補し、当選。一九二四年(大正一三年)の衆議院選挙でも再選された。 一八七六年(明治九年)一二月―一九二七年(昭和二年)五月一三日。鹿児島県出身。小学校校長を経て、 一九〇九年 (明治四二年) に司法官試補となったが、翌年退官し、 弁護士を開業した。一九二〇年 日本
- (46) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録 (速記) 第五回 (大正一四年三月三日)』一頁^c
- <u>50</u> 49 4751 50 48 同五頁。 同一〇頁。 同八頁。

- 62 同二六頁。
- $\widehat{64}$ 65 63 同二九頁。 同二六—二八頁。 一八九〇年
- 一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。 (明治二三年) — 1 九六三年

(昭和三八年) 九月一二日。愛知県出身。

以後、当選四回。

その間、第二次若槻内閣で、 東京帝国大学法科大学を卒業

- 67 66 業。朝鮮総督府試補、 では陸軍参与官を務めた 一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、 開拓使参与官を務めた。戦後は、一九五五年(昭和三○年)の衆議院議員選挙で当選、 一八八七年(明治二〇年)八月——九二七年 一八八四年(明治一七年)三月——九四一年 陸軍省御用掛、 青島守備隊民生部事務官等を務めた後、 (昭和一六年)一一月二三日。福島県出身。早稲田大学を卒業後、 (昭和二年) 二月二三日。 当選六回。第二次若槻内閣、 埼玉県出身。 弁護士を開業した。 後に参議院議員に転じた。 東京帝国大学法科大学を卒 一九二四年(大正 第一次近衛内閣
- 一三年)の衆議院議委員選挙に立候補し、当選した。 (速記) 第六回 (大正一四年三月四日)』二頁。
- 68 『第五○回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録
- 72 $\widehat{71}$ 69 70 同一二頁。 同四—六頁。 同三頁。
- $\widehat{75}$ 同一三—一七頁。

 $\widehat{74}$ $\widehat{73}$

同八頁。 同六一八頁。

同一七一二〇頁。

87

同

89 88

「官報號外

第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号

(大正一四年三月八日)』

五五三—五五七頁。

同二五頁 同二四頁。

- 77 初当選。 北海鉱業社長などを歴任し、日刊台湾民報の発行も行った。一九〇八年(明治四一年)の衆議院議員選挙に立候補し、 和六年)一二月には衆議院議長に選出され、翌年一月まで在任した。一九三二年の総選挙で落選し、政界を引退した。 日清戦争において陸軍省雇員として大本営付となる。その後、台湾に移り、 一八六七年 通算六回の当選を果たした。一九三〇年 (慶応三年) 一〇月—一九三七年 (昭和五年)、浜口内閣の逓信政務次官に就任し、 (昭和一二年) 五月二二日。 和歌山県出身。 弁護士を開業し、台湾弁護士会会長、 英吉利法律学校を卒業 一九三一年
- 79 議院議員選挙で政友会から立候補し、 大学を卒業。大阪毎日新聞記者から実業界に転じ、 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案 当選。 (政府提出) 富士薬品工業等の重役などを歴任。一九二〇年(大正九年) 委員会議録 (速記) 第七回

78

一八八三年(明治一六年)一二月——九二七年

(昭和二年) 一二月一日。

静岡県出身。慶奥義塾大学、ロンドン

(大正一四年三月六日)』 一一六

84 81 86 85 83 82 80 頁 同一一—一二頁。 同一一頁。 同一〇—一一 同一〇頁。 同六—九頁。 同六頁。 一二—二四頁。 頁。

- 90 開くべく、治安警察法の改正案を無所属四名で議会に提出した。一九二三年(大正一二年)、議会で関東大震災時に 戦争下でも議席を得て、政治活動を続けたが、大政翼賛会には入らずに無所属を通した。一九四一年(昭和一六年)、 から立候補し、立憲政友会の勇として知られた中村啓次郎に大差をつけてトップ当選した。女性の政治参加への道を の四男として生まれる。 石」と絶賛された。また、一九二九年(昭和四年)には、議会で張作霖爆破事件の真相に迫る演説を行った。太平洋 おける朝鮮人大虐殺事件の真相を追求する演説を行い、尾崎行雄から「わが国議会演説史にちりばめられた不滅の宝 一八八二年 (明治一五年) 二月二三日—一九四三年 早稲田大学に入学し、欧米に留学。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙で和歌山 (昭和一八年) 一月一五日。 和歌山県出身。 大地主で事業家 四区
- 91 務次官に就任し、一九四三年 生監を務めた。一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、 士試験に合格。ベルリン大学、ミュンヘン大学で法学を学んだ。帰国後、 副社長も務めた。 一八九一年(明治二四年)一月——九五〇年(昭和二五年)一月三〇日。兵庫県出身。日本大学を卒業後、 (昭和一八年)から一九四六年(『昭和二一年)まで姫路市長を務め、 当選以来、 弁護士を開業する傍ら、日本大学幹事兼学 六回の当選。安倍内閣の鉄道政 東京毎日新聞社

東条首相に対して戦争に反対する意見を述べたことでも知られる。

- 92 前掲『官報號外 第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(大正一四年三月八日)』五五七─五六○頁。
- (93) 同五六一—五六二頁。

同五六三頁

士を開業した。大阪市会議員を経て、一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に立候補し、補欠当選。 治大学)を卒業後、 一八七四年(明治七年)五月——九四五年 判検事試験に合格し、 司法官試補として高松裁判所に赴任したが、半年で辞任し、大阪市で弁護 (昭和二〇年)一二月一二日。 岡山県出身。明治法律学校 以後、

当初は立憲国民党に所属したが、解党後は革新倶楽部を経て、立憲政友会に参加した。

回数は合計五回。

78

一官報號外

96 で狙撃され、 界浄化による階級闘争防止と経済自由主義に基づく安価な政府の実現を目指して、実業同志会(後に国民同志会)を 年)にワシントンで開催された第一回国際労働会議には資本家代表として出席した。一九二三年(大正一二年)、 アメリカに留学し、苦学した。帰国後、 国民会館を設立した。また、経営担当者に就任した時事新報社では、 国民同志会から六名が当選した。一九三二年 政党に次ぐ第三政党として、議会でキャスティングボードを握った。一九三○年 は一一名が当選した。 結成し、会長となる。 王と称せられた。 御用新聞記者」等を厳しく攻撃したために、権力者から付け狙われ、 一八六七年 翌日死亡した。 (慶応三年) 三月一日 日本的経営論を考案し、 一九二八年 一九二四年 (大正一三年) の衆議院議員選挙に立候補し、当選。武藤を含め、 (昭和三年) —一九三四年 出版業を経て、三井財閥に招聘され、 「経営家族主義」と「温情主義」を提唱、実践した。一九一九年(大正八 (昭和七年)、政界を引退し、私財を投じて、 の衆議院議員選挙でも武藤を含め四名が当選し、立憲政友会、立憲民 (昭和九年) 三月一〇日。 ペンを通じて政財官の癒着を暴き、「政商」 一九三四年 永らく紡績会社の経営に携わり、 岐阜県出身。 (昭和五年) (昭和九年) 三月九日、 国民の政治教育のために 慶応義塾大学を卒業後、 の衆議院議員選挙でも 実業同志会から 自宅近く P

- 97 を務めた外、一九三九年 旭川市会議員を経て、 委員長等を歴任し、 一八八一年 (明治 旭川商工会議所会頭なども務めた。 一九二四年の衆議院議員選挙に立候補し、 四年) (昭和 四月——一九七四年 一四年)、 阿部内閣の鉄道参与官に就任した。 (昭和四九年) 一〇月 初当選。 一 日 。 連続九期当選した。 戦後は衆議院治安委員長 北海道出身。 立憲民政党遊説副部長 早稲田· 同地方制
- 98 100 99 同五七四頁 前掲 同五七一—五七二頁 第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(大正 一四年三月八日)』

101

同

五六四—

五六七頁

79 (79) 五六七—

五七〇頁

105

同

五七—

五七八頁。

102 同五七〇— 五七

頁

- 104 103 同五七五—五七六頁。 同五七二—五七四頁
- 106 同五七八—五八一頁
- 107 同五八一頁。なお、

回り、 無所属三名) 賛成多数で法案が可決されたとされる。 のほか、 前掲『治安維持法』六〇頁によれば、採決では反対一八名 与党からも棄権者一○名 (憲政会七名、政友会三名) が出たが、 (革新倶楽部五名、 野党の政友本党も賛成に 中正倶楽部四

3 貴族院での審議

た。 法案についての第一讀会が行われた。 九二五年三月一一日、 法案は貴族院に回付された。同三月一一日に開催された貴族院本会議では、 冒頭で、国務大臣 (内務大臣) 若槻礼次郎から法案提出の理由説明があ 治安維持

ち、 ニナイト思フ」、「唯今、 養フコト、 民教育ノ普及徹底、 などというものであった。 次い 服部 で質疑に移ったが、 一三議員の質問は、 ……其次ガ労働運動ヲシテ秩序節制アラシムルコト、 ------其次ガ多衆民衆ノ生活ヲ安定スルコト、-----其次ガ多衆民衆ヲ自覚セシメテ責任観 賢明ナル司法大臣ノ御答弁ニ依ツテ、私ハ十分了解ヲ致シマシタ」等というものであっ 山脇玄議員も、「私ハ本案ニ対シテ絶対ニ反対スルモノデハナイノデアリマス」、 議員の質問のほとんどは、 大體、 此案ハ誠ニ結構ナ案デアツテ、 法案に賛成という立場からなされたものであった。すなわ是ヨリ外ニ私ハ此: 速二此案ガ通過スルコトヲ希望致シマス」 危険思想ヲ防グ方法 ハ他 玉

アリマス

イタスノデアリマス」等というものであった。 産デアルトカ、 デアルカ、 た109 澤柳政太郎 是ガ危険ニ瀕スルト感ズルノデアルカ」等というものであった。志村源太郎議員の質問も、(三) 或ハ共同管理、 議員の質問も、 是等ノ事柄ニ……此法律ヲ適用スルヤウナコトガ出来ハセヌカト云フコトヲ審判 「我ガ国體ハ実ニ尊ク且ツ非常ニ力ノ強イモノデアル、 是ガ動サレル ト感ズ 一共同 ル 生

このような中で注目されたのは、侯爵徳川義親の質問であった。 ポイントは次のようなものであった。

其実施ニ付テハ誠ニ私ハ懸念ヲ有スルモノデゴザイマス 私ハ茲ニ提出サレマシタ治安維持法案ガ愈々法律ト致シマシテ発布サレマシタ時ニ、 其性質ノ上カラ考へ、

テ、国家ヲ危殆ナラシメタト云フ例ハ歴史上ニ可ナリ多イノデアリマス 斯様ナ法案ト云フモノハ、兎角、 国民ノ思想ノ善導ニ役ニ立チマスルヨリモ、 寧口却テ之ヲ激成イタシマシ

リマシテ考へマシテモ、時ニハ穏健ナ社会改造ノ思想ヲ懐イテ居ル者……マデモ、圧迫ヲ受ケルト云フヤウナ 虞レハナイデアラウカト云フコトヲ心配シテ居リマス 最近、各高等学校ニ於キマシテ、 近代思想ノ研究団ヲ解散セシメラレタト云フ例ガゴザ イマスガ、 是等二依

此治安維持法ナルモノハ……誤ツテ之ヲ用ヰマシタナラバ、 無辜ノ民ヲ傷ツクル兇器トナル虞レガアル (ノデ

鑑ミマシテ、茲ニ心配ニ堪ヘナイ……

我々皇室ノ殊遇ヲ受ケル者ハ殊ニ此點ニ付テ心ヲシナケレバナラナイノデアリマス、

81 (81)

私ハ此虎

門事件

ニカラ

故ニ、特別委員ノ数ハ十五名ニ致シテ、其ノ指名ヲ議長ニ一任アラムコトノ動議ヲ提出イタシマス」との動議 讀会の質疑は以上で終了ということにされた。そして、「治安維持法案ハ重要ナル案件デゴザイ マ ス ル ガ

(82)

82

出され、 委員会の結論が法案反対や法案修正に傾くことはあり得なかった。そして、三月一九日に開催された貴族院本会 特別委員会は三月一三日、 治安維持法特別委員会の委員が指名された。 一四日、一六日、一七日と四回も開催されている。しかし、その委員構成から見て、 徳川義親が委員に選ばれるということはなかった。

議では、治安維持法案に係る第一讀会の続きが行われた。その冒頭で、特別委員会委員長の侯爵二条厚基から委

員会報告があった。その概要は次のようなものであった。 (II)

カト云フヤウナ大體的 我国ノ思想界ト云フモノハ今後楽観スベキモノデアルカ、 アツタノデアリマス、……其他ニ又斯ウ云フヤウナ質問ガアツタノデアリマス、 マシテ、ソノ為ニ此思想ノ悪化ノ原因ガ益々甚シクナル、之ニ對スル対策ガアルカドウカト云フヤウナ質問ガ 悪化ノ原因デアリマスル所ノ、失業者ノ増加ガ益々大トナリ、又其他、 ス、……委員会ニ於キマシテハ之ニ對シテ慎重ナル審議ノ下ニ、多種多様ノ質問応答ガアツタノデアリマ ラ……更ニ新シイ所ノ法律ニ依ツテ取締ラナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ理由トシテ言ハレタノデアリマ 斯ウ云フ質問ガアツタノデアリマス、……単二此法案ノミデ取締ル目的ヲ達スルカドウカ、即チ一方ニ思想 治安維持法特別委員会ノ経過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、……先ズ第一ニ提出ノ理由トシテ、 ナゼ単行法トシテ出シタノデアルカ、 ノ御質問モアツタノデアリマス、……其次ニ又斯ウ云フヤウナ質問 其理由如何ト云フヤウナコトモ有リマシタ 悲観スベキモノデアルカ、 教育上ノ欠陥ガ益々著シクナツテ居り 日露条約締結後ニ於キマシテ、 政府ハ如何ニソレヲ見ル ガアリマシタ、 司法大臣カ

先ズ大體論トシテノ質問 ハ此クラヰニ止メテ置キマシテ、次ニ條文ニ付テノ質問応答ガアツタノデアリ

ヲ除カレ 條ノ事ニ付キマシテ非常ニ多ク論議サレタノデアリマス、其中ノ二三ヲ御紹介イタシマスト、…… タト云フコトニ付テ、 ´ノデ

デハ……極右傾 アリマス、 又次ニ斯ウ云フヤウナ質問モ有リマシタ、 ノ反動団体 ノ結社、 例へバ君主専制主義、 政府ニ執ツテハ遺憾ニ思フカ或ハ否ヤト云フヤウナ質問モアツタ 第一條ニ「政體」ト云フ文字ヲ最初入レタル際ニ、 ノ如キ団体等ヲ予期シテ居ツタカドウカト云フヤウナ

御質問モアツタノデアリマス、……衆議院

ノ修正ニ對シテハ同意ヲ表シタノデアルト云フヤウナ御答弁デアツ

イカ、ソレニモ拘ラズ、前者ヲ十年トシ、後者ヲ七年トシタ刑罰ヲ科スルト云フコトハ、ドウ云フ意味デアル 少違ヒハシナイカ、 スルト云フコトト、 タノデアリマス、其次ニ又斯ウ云フヤウナ御質問ガアツタノデアリマス、 実行スルコトニ協議ヲシタト云フ方ガ、 ソレカラ第二條ノ実行スルコトニ協議ヲシタト云フコトト、 結社ヲ組織シタト云フヨリー 第一條ノ中ニ在リマスル結社ヲ 其行為ニ於テ其處ニ程度ガ多 歩進ンダ行為デ ナ

ルノデ、 其他、 其他 色々多岐ニ亙ツテノ質問応答ガゴザイマシタガ、 ノ點ニ付キマシテハ何卒速記録ヲ御讀ミヲ願ヒタイト思ヒマス ソレヲ悉ク申上ゲルト云フコトハ不可能デアリ ·マス

カト云フヤウナ御質問モ出タノデアリマス

ハ決シテ十分トハ言ウコトハ出来ナイ、 サウ云フヤウナ質問応答ノ結果、 其次ニ討議ニ移ツタノデアリマス、各委員ノ多数 併シナガラ現在で ノ必要ニ迫ラレテ居ルコトト、 ノ意向ハ、 ソレカラ衆議院 大體、 此法案

フコ ラレマシテ、 ヲ尊重スルト云フ意味ニ於テ、此際可決スルコトガ穏当デアラウト云フヤウナ意見ヲ多数有タレ 1 ヲ特別委員全体デ政府委員ニ伝へタノデアリマス、 サ ウシテ此際、 次ノヤウナ意味ヲ附加シテ、 斯ウ云フ法案ヲ産ミ出シタト云フコト 政府当局ニ其伝達ヲ致シタイト云フコ トデ、 ハ誠ニ遺憾千

トヲ述ベラレテ居ル 実行上、色々其齟齬スルコトガ沢山アリハシナイカ、ソレヲ今ヨリ十分ニ注意ヲシテ貰ヒタイト云フヤウナコ ニ於テ、 委員カラ致シマシテ、 テ司法大臣ハ其意思ヲ尊重シテ、出来ルダケ努力スルト云フ所ノ御答ガアツタノデアリマス、 的ノ努力ヲシテ貰ヒタイ、ト云フヤウナコトヲ全部ノ委員ノ意思トシテ伝へタノデアリマス、ソレニ對シマシ サウ云フヤウナコトデ此大體ノ討論モ終リマシテ、サウシテ茲ニ本案ガ全会一 ……厳粛二此法案ヲ解釈サレテヤツテ貰ヒタイ……ト云フヤウナ御希望ト、 ノデアリマス 政府当局ニ對シテ一言希望ヲ述ベラレテ居リマス、……其希望ハ、此法案ガ通過シタ後 致ヲ以テ無修正、 ソレカラ其次ニ此法案ノ 尚ホ其外ニ或

又次ニ教育ノ欠陥ヨリシテ思想上ノ悪化ヲ来タシタノデアルカラ、其點ニ付テモ十分ニ思想善導ノ方面ニ 力ヲ拂ツテ貰ヒタイ、其一ツニハ生活難ガ最モ此思想悪化ノ原因デアル、其點ニ付テ十分ニ努力シテ貰ヒタイ 萬ナコトデアル、併ナガラ事実必要アル以上ハ已ムヲ得ナイ、

唯、

其将来ニ於テ其原因ヲ糾シ、以テ十分ニ努

可決サレタノデアリマス

スルト云フコトハ抑々ドンナコトヲ意味サル、ノデアリマスカ」、「本法ノ罪ノ裁判管轄ハドウナツテ居ルノカ」、 セウカドウカ」、 テ、之ニ對シテ餘リ刑罰ヲ設ケテモ効ガナイノデハナイカ」、「是等ニ對スル刑罰ノ目的 コトニ在ルノデハアリマスマイカ、サスレバ僅々十年以下ノ懲役ヲ以テ、果シテ其目的ガ達セラル このような委員長報告に対し、 水議員の質問は、 国體変革ナル目的ガ、 概要、「無政府主義者、 質疑の発言通告が、 暴力ニ依ルニアラズシテ達シ得ラル、ノデアル 共産主義者ナドノ人々ハ、ナカナカ決意ノ堅イモノデアルカラシ 志水小一郎、 副島道正、 阪本釤之助の各議員からあっ カドウカ」、 ハ排 斥トカ隔離トカ云フ 、ノデアリマ 「結社ヲ組織

84

原案ヲ維持スルニ付テ冷淡デアツタノデハナイカ」等というものであった。 (II)

は「甚ダ奇態ナ文字ノヤウニ考ヘマスガ如何カ」等というものであった。 (エロ) ニ決シテ反対デハナイノデアリマス」と断った上でなされた。阪本議員の質問は、 政治家ガ出テ来ルコトナキヲ保シ難イト私ハ思フノデアリマス」という観点からのもので、 島議員の質問は、 「若シ普通選挙ト云フモノガ実行サル、コトニナレバ、或ハ益々人心ヲ煽動スル處ノ煽動 「結社ヲ組織シ」という文字 「私ハ治安維持法案

本案に賛成できない理由を次のように

が討

論を行った。 以上で通告者の質疑は終了し、その後は通告願による討論に移った。徳川義親議員および大河内輝耕 徳川議員は、 三月一一日の貴族院本会議に引き続いて、

権階級中ノ特権階級デアル吾々ガ、 私ハ決シテ共産主義者デモナク、 無産主義者デモゴザイマセヌガ、 本案ニ遂ニ賛成イタサナイ意見ヲ表明イタシマスコト 尚ホ此法律ヲ恐レルノデゴザイマス、特 餘程勇気ヲ要ス

併シ敢テ茲ニ私ガソレヲ致シマスルノハ、……治安維持法ノ目的ガ、

却テ反對ノ結果ニ

陥リハシナイダラウカト云フコトヲ、 私ハ恐レルノデゴザイマス

ル次第デゴザイマス、

細密ナ用意ガ欠ケル所ガアルヤウニ思ハレルノデ、 私ハ茲ニ賛成出来兼ネルノデゴザ イマ

私ノ見マス所ニ依レバ峻厳極マリナイ此法律ノ実施ニ當リマシテ、政府当局ニ果シテ十分ナ用意ガアリヤ否

我々日本人ト致シマシテ永久ニ虎ノ門事件ノコトヲ忘レテハイケナイト云フ、

この)徳川 議員の討論を受けて、 大河内議員から、 「唯今ノ徳川侯爵ノ反対論ハ、 言葉極メテ簡単デアツテ意ノ

(85)

ソレダケノコトデゴザイマス

要スルカト存ジマシテ、茲ニ登壇ヲ致シタ次第デゴザイマス」という発言があった。 在ル所ハ極メテ重大デアル、 此點ニ付キマシテ我々ガ此法案ニ賛成ヲ致シマシタ理由ニ付キマシテハ一言弁明ヲ

致シタイト思フテ居ル、健全ナル労働者庶民階級ノ運動ニ付キマシテハ、我々ハ寧ロ之ヲ歓ブモノデアル、此 ニ於テ大ニ盡シタイ、 我々モ其道ニ造詣ノ深イ徳川侯爵ト手ヲ携ヘテ、 此法案ハ此儘通シテ置イテ、 及バズナガラ此點 サウシテ根本的ノ活動ニ付テハ、驥尻ニ附シテ盡力ヲ私ハ (思想ノ善導或ハ生活ノ安定―引用者

ノニ向ツテナニスル所ハナイノデゴザイマス 法案ハ決シテ斯様ナモノヲ彼レ此レスルノヂヤナイ、……法文ハ、如何ニ之ヲ拡張シテ解釈シテモ、是等ノモ

旨ヲ弁明イタシテ置キマス (徳川侯爵ハ |引用者) 餘リニ御心配ニ過ギテ居リハシナイカト思フ點モゴザイマシタカラ、

一言賛成

二過ギル」として退けられたが、その後の法の歩みは義親が懸念した通りのことになった。 大河内が法案に賛成した理由は、概要、このようなものであった。大河内によれば、徳川義親の懸念が「心配(詔)

決せられた。 案ノ第二讀会ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ求メマス」という発言があり、賛成多数で、第二讀会を開くことに 他に討論の通告者がいなかったことから、第一讀会での討論は終了し、本案の採決に移った。議長から、「本

讀会が直ちに開かれた。第二讀会では、冒頭で、議長から、「本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ 続いて、「直チニ本案ノ第二讀会ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス」との動議が出され、 「異議ナシ」で、

ザイマセヌカ」、「御異議ナイト認メマス」との発言があり、 「直チニ本案ノ第三讀会ヲ開カレ ムコト ラ希望イタ

シマス」との動議も賛成があった。

異議ナイト認メマス」とされて、直ちに第三讀会が開かれた。冒頭で、議長から、「第二讀会ノ決議通リデ御異 議長から、「直チニ本案ノ第三讀会ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ」と諮られ、 「異議ナシ」 の声があり、 御

存ゴザイマセヌカ」と諮られ、「異議ナシ」の声があり、「御異議ナイト認メマス」とされた。

このように、三月一九日の貴族院本会議では、徳川義親議員が反対しただけで、法案が可決された。

一部修正して可決成立することになった。成立した法案の内容は、次のようなものであった。きと異なり、治安維持法案に対して貴族院が反対するということは特になかった。こうして、

治安維持法案は、

運動取締法案のときと異なり、

第一条 国體ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トテシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前条第一 項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮

第四条 第三条 ニ處ス 第 第 一条第 項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項 ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又 ハ禁錮

十年以下ノ懲役又ハ禁錮 条第一項 ノ目的ヲ以テ騒擾、 處 暴行其ノ他生命、 身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者

第五条 第 一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供輿シ又ハ其

(87) 87

處ス

第七条

ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供輿ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束

ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ軽減又ハ免除

本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

阿貝

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廃止ス

ような分析が示されているところである。(図) 同法の罰則の中心が第一条の罪にあったことは改めて詳述するまでもなかろう。この点については、 既に次の

たい べき学生らの行為を「結社」と結びつけたくても、肝心の「結社」が存在しないばあいである。京都府学連事 規制すべき「結社」が存在する限りは 取締規定の性質を有するといえよう。第二条以下はつけ足しといってしまったが、実際上の効果からいっても 益ヲ供与」する行為は、「結社」の組織行為に対する援助という形でなされるばあいが多いから、これは結社 ないし第四条は、ほんのつけ足し規定にすぎない。ただ、第五条が処罰の対象とする「金品其ノ他財産上ノ利 の実行行為(一定の目的実行の協議、 治安維持法の本質が ていのことは第一条でやれるのである。やれない場合というのは、……京都府学連事件のように、取締る 「結社」取締法にあるという見方からすれば、「結社」と無関係におこなわれうる一定 煽動および一定の目的をもつ騒擾·暴行などの煽動)を規定する第二条 (例えば、典型的に言えば、日本共産党が成立し存続しているかぎりは)、

件のさいには、 扇動罪を問われたのであった。これは、 日本共産党もしくはそれに類する非合法「結社」が存在せず、 のちの展開との関係でいえば例外的な事件である。 被告人らは第二条・第三条の協

く出版法と新聞紙法も、出版物を取り締まることに変わりはなかった。する団体を禁止し、共産党の支持基盤を断つことで、治安維持法と補い合いながら、その真価を発揮した。 治安維持法は同年五月一二日に施行された。治安警察法は存続されたので、以後、 治安維持法は四月二二日に、法律第四六号として公布された。それに伴い、治安維持令は廃止された。そして.(⒀) 治安警察法は、 共産党を支援

『第五十回帝国議会貴族院議事速記録第二十三號(大正十四年三月十一日)』

五五六—五五八頁。

110 109 同五六四 一五六九頁

同五五九

五六四頁

108

- 111 同五六六—五七八頁
- 112 当主で、昭和天皇とは生物学で兄弟弟子の関係にあった。 同五七二—五七四頁。 なお、 徳川義親(一八八六年一〇月五日—一九七六年九月五日) は尾張徳川家の第一 一九代
- 113 『第五十回帝国議会貴族院議事速記録第二十五號 (大正十四年三月十九日)』六四五-六四七頁。
- 114 同六四八—六五三頁
- 115 同六五三—六六二頁。
- 116 同六六二—六六三頁
- 117 同六六四頁
- 118 同六六四—六六五頁。 なお、 子爵・大河内輝耕の父は上野高崎藩第十代藩主の子爵・大河内輝声で、 母は侯爵

119 徳川慶喜の八女の徳川国子であった。 前掲『治安維持法小史』四九頁以下によれば、治安維持法成立の外在的な要因について、「通説は、治安維持法

され、その他の成立要因として、過激社会運動取締法案の挫折の場合との対比において、①第五○議会では立法者の もなって述べられた、③法案中の|国体」概念のもつ独特な言語的魔力を軽視することができない、④治安維持法案 かに上手に法文が構成されており、濫用のおそれのない制限的な立法だという主張が外に向かって一定の説得力をと 説や『日ソ基本条約』説を排斥してしまうつもりは、私にはない。ただ不十分な部分があろうというのである。」と 焦点を当てたのは重要である。」「けれども、この説にもいくつかの問題がある。」「なんどでもいうが、『アメとムチ』 の成立を普通選挙法という国内的要因にのみ着目してきたのに対して、新しい説は、対ソ関係…という国際的要因に に対する議会外勢力、とりわけ新聞界の反対論が、 側の法案成立への意思統一がみられる点で、第四五議会の場合とちがう、②治安維持法案は前の法案にくらべてはる 過激社会運動取締法案のばあいと対照的に弱々しいものであった、

(20) 前掲『治安維持法小史』六七頁以下。

などの点があげられる。

という点がより大きく与っているように見受けられる。 判をある程度取り入れて出された治安維持法について批判がしにくくなったのではないかと分析されている。ただし、 立法自体に対してではなく法案の出来具合に向けられていた結果、過激社会運動取締法案の修正案として、 議会での審議状況等に鑑みれば、それにも増して、 ちなみに、前掲『治安維持法小史』五五―五六頁によれば、過激社会運動取締法案についての議会の反対は治安 中澤が既に指摘しているように、「護憲三派」が政権党についた

巡) 前掲『治安維持法』六○─六一頁等を参照

用対象を失っていた。 アナーキズム組織を取り締る腹積りであったが、組織自体が弱体化したために、この点でも治安維持法はその適 キストらも、 論が提起されて解党してしまっていた。また、大正中葉まで反体制運動の中で一定の役割を果たしていたアナー なかった。 次共産党は、 治安維持法は施行されたが、 そもそも治安維持法がその標的にした共産党についてみれば、 治安維持法が成立した頃には、 治安維持法成立以前に治安警察法という旧法の下で弾圧を受け、二四年三月、 当局はその適用の対象や適用の対象や時期に具体的な目途を立てていたわけでは 急速に勢力を衰えていた。 治安維持法制定過程では、 一九二二年七月一五日に創立され 組織内部から解党 なお立法者は た第

4

治安維持法の

治安維持法の成立と改正について このビラをたどって「左傾」 た。労働争議や労働学校等に対し積極的に支援を行っていたことなどもあって、特高警察は学連の動静に注目 に発達した。 月には四九校の社研が参加する学生社会科学連合会(学連)も発足し、瞬く間に会員一六〇〇名を擁する大組織 の研究および普及等を目的として社会科学研究会(社研) た特高課は、 あった。特高課の警官がたまたま同志社大学の構内に軍事教練反対のビラが掲示してあるのを見かけたところ、 つつ、い このような時に京都府学連事件が起こった。各大学・高校・専門学校では一九一○年代前半からマル わゆる 学連は一九二五年 一九二五年一二月、 「泳がせ戦法」をとっていた。「勇み足」ともいえる検束に踏み切ったのは京都 学生の組織を辿っていけばどこかで上部の指導部に行き当たるかもしれないと考え (大正一四年) 七月、 全市の警察署特高係を動員して京都帝大や同志社大学等の社研会員の自宅や下 代議員八○名を集めて第二回全国大会を京都帝大で開 が続々と誕生していた。一九二四年(大正一三年) 府警察特高課 クス主義

人なしに捜索を行ったことなどから、大学自治に違反するといった抗議を受け、府知事が陳謝するという事態に 宿等を出版法違反で急襲して家宅捜索を行うとともに、学生三三名を検束した。書物等の文書も大量に押収され 犯罪容疑事実を発見するための「見込み検束」だったことは明らかであった。しかも、京大の寄宿舎で立会

追い込まれた。検束された学生全員も程なく釈放された。(2) 治安維持法違反、 学教員に対しても家宅捜索がなされ、山本は捜索を理由に同大を免職となった。 げられた。 社研に関係があると見なされた京大の河上 肇や同志社大の山本宣治、 記事報道を差し止めた上で全国の社研会員の検挙が実施された。検挙の対象は京都府内にとどまらず、全国に広 だといわれる。 なく、学連の中心人物を刑事政策で叩き潰すことによって「左傾」学生運動全体に冷や水を浴びせようと目論ん 省であった。 しかし、 の事件でなかったことは同事件に対する治安維持法の適用法条が第一条でなかったことからも明らかであろう。 同一月以来四ケ月にわたって、思想検事平田勲(東京検事局)の指揮のもとに各府県警察部特高課を動員して、 会議が司法省でもたれたことからも明らかであろう。司法省は、治安維持法本来の目標を追求するというのでは 小山松吉検事総長、各控訴院検事長、各地検検事正または首席検事、各府県特高課長によって検討のための秘密 都府学連事件にどんなに熱心に精力を注いだかは、一九二五年(大正一四年)一二月一六日に林頼三郎司法次官 この「泰山鳴動ネズミ一匹も出ぬ有様に府警部の焦燥深し」と報じられた京都府学連事件に着目したのが司法 一九二七年 同事件を治安維持法事件に仕立て直して、治安維持法を初適用すべく検討を開始した。 司法省は翌一九二六年(大正一五年)一月一五日、治安維持法の初適用に踏み切ったのであった。 出版法違反および不敬罪で起訴された。ただし、京都府学連事件が治安維持法の想定する本来 (昭和二年)五月の京都地裁による第一審判決では、出版法違反及び不敬罪については特赦 検挙された学生のうち三八名は 河野密、 関学の河上丈太郎ら大 司法省が京

とされたが、 重い刑が言渡された。一九三〇年 九二九年 (昭和四年)一二月の大阪控訴院による控訴審判決では、 治安維持法違反では三七名に禁錮一年以下等の有罪が言渡された。 (昭和五年) 五月、 大審院による上告棄却により有罪及び量刑が確定した。こ 逆に一八名に対し懲役七年以下というより 弁護人と検察は共に控訴したが、

れが第二次京都府学連事件といわれるものであった。

だからである。 二は、 法違反のレッテルを貼ったことにより、 て当局の思う壺に嵌ってしまったからである。第三は、 ることになったという点である。「報道管制」 する面々は三・一五以降制度化する思想係検事のパイオニアであった。彼らにとって京都府学連事件は にならざるを得なかった。しかし、この初適用が司法省のその後の治安維持法の適用・運用に与えた意義は少な あった学生運動の規制に一層拍車をかけることになった。これを奇貨として政府は河上肇らの学外追放を目論ん くなかった。学連事件には中央および大阪の思想犯専門の検事や司法事務官が取調べに参加したが、ここに の意味があった。 第一条違反ではなかったということから、京都府学連事件は治安維持法適用事件としては先例性に乏しい 京都府学連事件への司法省の対応にみられる「報道管制」はその後の多くの治安維持法事件でも採用され 研修成果はやがて三・一五以降の検挙並びに取調べに十分発揮されることになった。 文部省および大学・高専などの学校当局はそれまでも徐々に強化し は記事解禁後のセンセーショナルな事件報道を帰結し、 司法官僚が京都府学連事件を拾い上げ、これに治安維持 意義 実地研修 b

- (1) 前掲『治安維持法小史』七一―七二頁等を参照
- (3) 同七六―八三頁等を参照。(2) 同七四―七六頁等を参照。

(4) 同八三―九二頁等を参照。